

新旧対照表

凡 例	<ul style="list-style-type: none">○ 県修正に基づく修正 ⇐ 今回、県が修正した内容に基づき修正□ 現状に合わせた修正 ⇐ 町の現状に合わせた修正◇ 県計画に基づく修正 ⇐ 今回の修正とは別に、これまで修正されていなかった部分の追加修正△ 所要の修正 ⇐ 標記の適正化等● その他☆ 意見照会回答に基づく修正
-----	--

<ul style="list-style-type: none">□ 第2章<ul style="list-style-type: none">○ 第14節 雪害予防計画の修正事項は、町の災害想定にないことから、修正・追記しない。□ 第3章<ul style="list-style-type: none">○ 第4節 情報の収集・伝達計画の「第3 実施要領」は、町に関係しないことから、修正・追記しない。

目次

頁	現 計 画	修 正 案	
本編	第1章～第4章 [略]	第1章～第4章 [略]	
地震・津波対策編	第1章～第4章 [略] 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則 第2節 <u>災害対策本部等の設置等</u> 第3節 <u>地震発生時の応急対策等</u> 第4節 津波からの防護 <u>及び</u> 円滑な避難の確保に関する事項 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等 <u>の整備計画</u> 第6節 防災訓練計画 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する <u>計画</u>	第1章～第4章 [略] 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等 <u>に関する事項</u> 第3節 津波からの防護、 <u>円滑な避難の確保及び迅速な救助</u> に関する事項 第4節 <u>関係者との連携協力の確保に関する事項</u> 第5節 <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項</u> 第6節 防災訓練 <u>に関する事項</u> 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する <u>事項</u>	○県修正に基づく修正
風水害対策編	第1章～第18章 [略]	第1章～第18章 [略]	
原子力対策編	第1章～第5章 [略]	第1章～第5章 [略]	
資料編	1 総則～その他 [略]	1 総則～その他 [略]	
様式編	様式1～様式22 [略]	様式1～様式22 [略]	

頁	現 計 画	修 正 案	備 考																								
第1章 総 則																											
1-1-1	<p>第4節 災害時における個人情報の取扱い</p> <p>町は、災害における被災地支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、あらかじめ必要な取扱いを<u>条例</u>で定めるよう努める。</p>	<p>第4節 災害時における個人情報の取扱い</p> <p>町は、災害における被災地支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、<u>法及び町が定める条例の規定に従って</u>、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。</p>	○県修正に基づく修正																								
1-6-2	<p>第6節 防災機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県・消防機関・市町村</p> <table border="1" data-bbox="315 735 1012 1129"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>防災機関</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>①県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること ②～⑩ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="315 1273 1012 1326"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	町	[略]	防災機関	[略]	県	①県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること ②～⑩ [略]	機関名	業務の大綱			<p>第6節 防災機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県・消防機関・市町村</p> <table border="1" data-bbox="1041 735 1738 1129"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>防災機関</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>①県防災会議、災害対策本部、<u>災害特別警戒本部</u>、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること ②～⑩ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1041 1273 1738 1326"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	町	[略]	防災機関	[略]	県	①県防災会議、災害対策本部、 <u>災害特別警戒本部</u> 、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること ②～⑩ [略]	機関名	業務の大綱			○県修正に基づく修正
機関名	業務の大綱																										
町	[略]																										
防災機関	[略]																										
県	①県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること ②～⑩ [略]																										
機関名	業務の大綱																										
機関名	業務の大綱																										
町	[略]																										
防災機関	[略]																										
県	①県防災会議、災害対策本部、 <u>災害特別警戒本部</u> 、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること ②～⑩ [略]																										
機関名	業務の大綱																										
1-6-4	<table border="1" data-bbox="315 1273 1012 1326"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱			<table border="1" data-bbox="1041 1273 1738 1326"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱																			
機関名	業務の大綱																										
機関名	業務の大綱																										

	<p>[略]</p> <p>東日本電信電話（株） 盛岡支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーション（株） （株）NTTドコモ ソフトバンク（株）</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>東日本電信電話（株） 盛岡支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーション（株） （株）NTTドコモ ソフトバンク（株） <u>（株）楽天モバイル</u></p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	○県修正に基づく修正
1-7-1	<p>第7節 大槌町の概況 第1 大槌町の地域特性 1 地理・地形</p> <p>大槌町は、三陸海岸のほぼ中央に位置し、東西約23km、南北約21km、面積は約200 <u>km²</u>になっている。 [中略]</p> <p>主要河川は大槌川（<u>12.5km</u>）及び小槌川（<u>11.8km</u>）で互いに並行して北西から南東に流れ大槌湾に注いでいるが、大槌町の市街地はこれら両河川の河口部に発達し、その他の集落も両河川に沿って、または海岸沿いの狭い平地に形成されてきた。</p> <p>河口付近は、東日本大震災以後、地盤の嵩上工事等の整備が行われていたが、最近宅地化が急速に進んでいる。</p> <p>2 気候 [略] 3 人口</p>	<p>第7節 大槌町の概況 第1 大槌町の地域特性 1 地理・地形</p> <p>大槌町は、三陸海岸のほぼ中央に位置し、東西約23km、南北約21km、面積は約200 <u>km²</u>になっている。 [中略]</p> <p>主要河川は大槌川（<u>27.6km</u>）及び小槌川（<u>26.4km</u>）で互いに並行して北西から南東に流れ大槌湾に注いでいるが、大槌町の市街地はこれら両河川の河口部に発達し、その他の集落も両河川に沿って、または海岸沿いの狭い平地に形成されてきた。</p> <p>河口付近は、東日本大震災以後、地盤の嵩上工事等の整備が行われていたが、最近宅地化が急速に進んでいる。</p> <p>2 気候 [略] 3 人口</p>	△ 所要の修正		

<p>1-7-2</p>	<p>大槌町の総人口は、昭和 54 年の 21,307 人をピークに 40 年間減少を続けており、<u>令和 2 年</u>の国勢調査の際には <u>11,759</u> 人と、平成 22 年の 15,276 人から <u>3,517</u> 人 (<u>23.0%</u>) 減少し、非常に高い減少率となっている。高齢化率は、<u>平成 27 年</u>には <u>34.1%</u>と全国平均の <u>26.6%</u>を <u>7.5</u>ポイント上回っており、平成 37 年には 40%を超えると想定され、少子高齢化が進展すると予想されている。</p> <p>第 3 面積及び土地利用</p> <p>1 面積 [略]</p> <p>2 土地利用</p> <p>地目別面積は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="315 738 976 815"> <thead> <tr> <th></th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (km²)</td> <td><u>1.67</u></td> <td><u>4.32</u></td> <td><u>2.95</u></td> <td><u>168.06</u></td> <td><u>12.98</u></td> <td><u>1.43</u></td> <td><u>9.01</u></td> <td>200.42</td> </tr> <tr> <td>比率%</td> <td><u>0.8</u></td> <td><u>2.2</u></td> <td><u>1.4</u></td> <td><u>83.9</u></td> <td><u>6.5</u></td> <td><u>0.7</u></td> <td><u>4.5</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(<u>令和 5 年</u> 税務課「土地に関する概要調書」)</p>		田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計	面積 (km ²)	<u>1.67</u>	<u>4.32</u>	<u>2.95</u>	<u>168.06</u>	<u>12.98</u>	<u>1.43</u>	<u>9.01</u>	200.42	比率%	<u>0.8</u>	<u>2.2</u>	<u>1.4</u>	<u>83.9</u>	<u>6.5</u>	<u>0.7</u>	<u>4.5</u>	100	<p>大槌町の総人口は、昭和 54 年の 21,307 人をピークに 40 年間減少を続けており、<u>令和 2 年</u>の国勢調査の際には <u>11,004</u> 人と、平成 22 年の 15,276 人から <u>4,272</u> 人 (<u>28.0%</u>) 減少し、非常に高い減少率となっている。高齢化率は、<u>令和 2 年</u>には <u>38.2%</u>と全国平均の <u>28.6%</u>を <u>9.6</u>ポイント上回っており、平成 37 年には 40%を超えると想定され、少子高齢化が進展すると予想されている。</p> <p>第 3 面積及び土地利用</p> <p>1 面積 [略]</p> <p>2 土地利用</p> <p>地目別面積は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1041 738 1702 815"> <thead> <tr> <th></th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (km²)</td> <td><u>1.17</u></td> <td><u>2.46</u></td> <td><u>2.65</u></td> <td><u>168.56</u></td> <td><u>12.42</u></td> <td><u>2.05</u></td> <td><u>11.11</u></td> <td>200.42</td> </tr> <tr> <td>比率%</td> <td><u>0.6</u></td> <td><u>1.2</u></td> <td><u>1.3</u></td> <td><u>84.1</u></td> <td><u>6.2</u></td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>5.6</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(<u>令和 5 年度</u> 税務課「土地に関する概要調書」)</p>		田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計	面積 (km ²)	<u>1.17</u>	<u>2.46</u>	<u>2.65</u>	<u>168.56</u>	<u>12.42</u>	<u>2.05</u>	<u>11.11</u>	200.42	比率%	<u>0.6</u>	<u>1.2</u>	<u>1.3</u>	<u>84.1</u>	<u>6.2</u>	<u>1.0</u>	<u>5.6</u>	100	<p>△ 所要の修正</p> <p>△ 所要の修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p>
	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計																																																	
面積 (km ²)	<u>1.67</u>	<u>4.32</u>	<u>2.95</u>	<u>168.06</u>	<u>12.98</u>	<u>1.43</u>	<u>9.01</u>	200.42																																																	
比率%	<u>0.8</u>	<u>2.2</u>	<u>1.4</u>	<u>83.9</u>	<u>6.5</u>	<u>0.7</u>	<u>4.5</u>	100																																																	
	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計																																																	
面積 (km ²)	<u>1.17</u>	<u>2.46</u>	<u>2.65</u>	<u>168.56</u>	<u>12.42</u>	<u>2.05</u>	<u>11.11</u>	200.42																																																	
比率%	<u>0.6</u>	<u>1.2</u>	<u>1.3</u>	<u>84.1</u>	<u>6.2</u>	<u>1.0</u>	<u>5.6</u>	100																																																	
<p>2-7-1</p>	<p>第 2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>○ 町は、指定緊急避難場所 (<u>以階</u>「避難場所」という。)及び指定避難所 (以下「避難所」という。)(以下「避難場所等」と総称する。)として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p>	<p>第 2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>○ 町は、指定緊急避難場所 (<u>以下</u>「避難場所」という。)及び指定避難所 (以下「避難所」という。)(以下「避難場所等」と総称する。)として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p>	<p>△ 所要の修正</p>																																																						

	<p>ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の一般住民に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始める<u>こと</u>や自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>	<p>ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の一般住民に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始める<u>こと</u>や自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>	△ 所要の修正
第2章 災害予防計画			
2-1-1	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 住民に対する防災知識の普及</p> <p>○ 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を<u>住民に</u>周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 住民に対する防災知識の普及</p> <p>○ 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p>	☆意見照会に基づく修正 ○県修正に基づく修正
2-1-3	<p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p><u>○ 町及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>	
2-4-1	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p>	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p>	

<p>2-4-1</p>	<p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。県は、<u>毎年、9月1日を中心とする防災週間中に</u>、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ</u> 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 通信情報連絡訓練 ② 職員非常招集訓練 ③ 自衛隊災害派遣要請訓練 ④ 避難訓練 ⑤ 消防訓練 ⑥ 津波訓練 ⑦ 水防訓練 ⑧ 救出・救助訓練 </div>	<p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。県は、9月1日「<u>防災の日</u>」を含む1週間（<u>防災週間</u>）を原則とし、11月5日「<u>津波防災の日</u>」や<u>冬季等市町村の要望や想定上の特性を踏まえた時期</u>に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。</p> <p><u>町は、11月5日「津波防災の日」を含む1週間（防災週間）を原則とし、町防災訓練を実施する他、定期的に防災対策課（併任辞令を受けた職員を含む。）による本部運営部訓練（図上訓練）等を実施し、職員の初動対応能力の向上を図る。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>○ <u>地震、津波、風水害等の想定に基づき町が実施する</u>主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>災害対策本部設置・運営訓練</u> ② 通信情報連絡訓練 ③ 職員非常招集訓練 ④ 避難訓練 ⑤ <u>避難所開設・運営訓練</u> ⑥ 救出・救助訓練 ⑦ 医療救護訓練 ⑧ 消防訓練 ⑨ 水防訓練 </div>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>□現状に合わせた修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	--	---

<p>2-4-1</p>	<p>⑨ 医療救護訓練 ⑩ 施設復旧訓練 ⑪ 交通規制訓練</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>○ 町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア 主要防災関係機関の参加</p> <p>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。</p> <p><u>特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。</u></p>	<p>⑩ 自衛隊災害派遣要請訓練 ⑪ <u>要配慮者を対象とした訓練</u> ⑫ <u>遺体対応訓練</u> ⑬ <u>多言語対応訓練</u> ⑭ 施設復旧訓練 ⑮ 交通規制訓練</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>町及び県は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p><u>[エに修正記載]</u></p> <p><u>[ウに修正記載]</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
<p>2-4-2</p>	<p>イ 地域住民の参加促進</p> <p>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て<u>各種の訓練</u>を実施する。</p>	<p><u>[ウに修正記載]</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>

2-4-2	<p><u>ウ</u> 広域的な訓練の実施 広域応援体制の確立を図るため、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p><u>エ</u> <u>教育機関等における訓練の実施</u> 児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て<u>各種の訓練を実施する。</u></p> <p><u>オ</u> <u>要配慮者を対象とした訓練の実施</u> <u>医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。</u></p> <p><u>カ</u> 地域の実情を踏まえた災害想定 訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。</p>	<p><u>[イに修正記載]</u></p> <p><u>[ウに修正記載]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>ア</u> 地域の実情を踏まえた災害想定 訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。</p> <p><u>イ</u> 広域的な訓練の実施 広域応援体制の確立を図るため、<u>県境を越えた近隣県や、</u>管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p><u>ウ</u> 地域住民、<u>教育機関等</u>の参加促進 訓練の実施に当たっては、自主防災組織、N P</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
-------	---	---	---

<p>2-4-2</p>	<p><u>キ</u> 各種訓練の有機的な連携 有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合 同<u>しての訓練</u>、あるいは各訓練が有機的に連携した 訓練を実施する。</p> <p><u>ク</u> <u>訓練災害対策本部の設置</u> <u>町及び県に訓練災害対策本部を設置し、当該本部</u> <u>が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓</u> <u>練等を実施する。</u></p> <p><u>ケ</u> <u>所有資機材等の活用</u> <u>訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車</u> <u>両、資機材を有効に活用する。</u></p>	<p>○・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、 水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びか け、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防 災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積 極的な参加を得て実施する。</p> <p><u>また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地</u> <u>域への普及の核心となることから、管内の認定こど</u> <u>も園、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等の参</u> <u>加を得る。</u></p> <p><u>エ</u> 主要防災関係機関の参加 防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、 管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を 実施すること。</p> <p><u>オ</u> 各種訓練の有機的な連携 有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が<u>自</u> <u>己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合</u> <u>同</u>、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施 する。</p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	---	---

<p>2-5-1</p>	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>町は</u>、災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、その他～</p> <p>4 津波観測施設</p> <table border="1" data-bbox="315 587 1003 906"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波観測システム</td> <td>釜石市</td> <td>東京大学地震研究所</td> </tr> <tr> <td>岩手釜石沖GPS波浪計</td> <td>釜石市</td> <td>東北地方整備局</td> </tr> <tr> <td>釜石沖津波観測システム</td> <td>釜石市</td> <td>東京大学地震研究所</td> </tr> <tr> <td><u>沖合水圧系(ブイ式海底津波計)</u></td> <td>釜石市</td> <td><u>気象庁</u></td> </tr> <tr> <td>験潮所</td> <td>釜石市魚河岸</td> <td>海上保安庁</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	設置機関	津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所	岩手釜石沖GPS波浪計	釜石市	東北地方整備局	釜石沖津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所	<u>沖合水圧系(ブイ式海底津波計)</u>	釜石市	<u>気象庁</u>	験潮所	釜石市魚河岸	海上保安庁	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、<u>町は</u>、県、その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。</p> <p>4 津波観測施設</p> <table border="1" data-bbox="1041 587 1729 906"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波観測システム</td> <td>釜石市</td> <td>東京大学地震研究所</td> </tr> <tr> <td>岩手釜石沖GPS波浪計</td> <td>釜石市</td> <td>東北地方整備局</td> </tr> <tr> <td>釜石沖津波観測システム</td> <td>釜石市</td> <td>東京大学地震研究所</td> </tr> <tr> <td><u>ケーブル式海底津波計</u></td> <td>釜石市</td> <td><u>防災科学研究所</u></td> </tr> <tr> <td>験潮所</td> <td>釜石市魚河岸</td> <td>海上保安庁</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	設置機関	津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所	岩手釜石沖GPS波浪計	釜石市	東北地方整備局	釜石沖津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所	<u>ケーブル式海底津波計</u>	釜石市	<u>防災科学研究所</u>	験潮所	釜石市魚河岸	海上保安庁	<p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p>
施設名	所在地	設置機関																																					
津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所																																					
岩手釜石沖GPS波浪計	釜石市	東北地方整備局																																					
釜石沖津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所																																					
<u>沖合水圧系(ブイ式海底津波計)</u>	釜石市	<u>気象庁</u>																																					
験潮所	釜石市魚河岸	海上保安庁																																					
施設名	所在地	設置機関																																					
津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所																																					
岩手釜石沖GPS波浪計	釜石市	東北地方整備局																																					
釜石沖津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所																																					
<u>ケーブル式海底津波計</u>	釜石市	<u>防災科学研究所</u>																																					
験潮所	釜石市魚河岸	海上保安庁																																					
<p>2-6-1</p>	<p>第6節 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>○ 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p>	<p>第6節 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>○ 防災関係機関は、気象予報・警報<u>等</u>の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>																																				

<p>2-7-1</p>	<p>第7節 避難対策計画 第1 [略] 第2 避難計画の作成 1 町の避難計画 ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略]</p>	<p>第7節 避難対策計画 第1・第2 [略] 第2 避難計画の作成 1 町の避難計画 ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略]</p>	
<p>2-7-3</p>	<p>○ 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援<u>従事者</u>（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。 [以下略]</p>	<p>○ 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援<u>等実施者</u>（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。 [以下略]</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
<p>2-7-5</p>	<p>第3 避難場所等の整備等 1 避難場所等の整備 ○ [略] ○ 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村から避難</p>	<p>第3 避難場所等の整備等 1 避難場所等の整備 ○ [略] ○ 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村から避難</p>	

	<p>者を受入ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="344 250 1014 544"> <tr> <td data-bbox="344 250 490 493">避難場所</td> <td data-bbox="490 250 1014 493"> ① [略] ② <u>崖</u>崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ③～⑥ [略] </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 493 490 544">避難所</td> <td data-bbox="490 493 1014 544">[略]</td> </tr> </table> <p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p> <p>2-7-6 ○ 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>○ [略] ○ [略]</p> <p>2-7-6 ○ <u>市町村</u>は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 [以下略]</p>	避難場所	① [略] ② <u>崖</u> 崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ③～⑥ [略]	避難所	[略]	<p>者を受入ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="1070 250 1740 544"> <tr> <td data-bbox="1070 250 1216 493">避難場所</td> <td data-bbox="1216 250 1740 493"> ① [略] ② <u>がけ</u>崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ③～⑥ [略] </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 493 1216 544">避難所</td> <td data-bbox="1216 493 1740 544">[略]</td> </tr> </table> <p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p> <p>○ 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>○ [略] ○ [略]</p> <p>○ <u>町</u>は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 [以下略]</p>	避難場所	① [略] ② <u>がけ</u> 崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ③～⑥ [略]	避難所	[略]	<p>○ 県修正に基づく修正</p> <p>○ 県修正に基づく修正</p> <p>○ 県修正に基づく修正</p> <p>△ 所要の修正</p>
避難場所	① [略] ② <u>崖</u> 崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ③～⑥ [略]										
避難所	[略]										
避難場所	① [略] ② <u>がけ</u> 崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ③～⑥ [略]										
避難所	[略]										

<p>本編 2-9-1</p>	<p>第9節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針</p> <p>1 町その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の<u>情報の収集及び防災関係機関への提供のための</u>体制づくりの支援を県から受ける。</p> <p>2 町は、<u>避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p>	<p>第9節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針</p> <p>1 町その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(<u>令和3年5月改定</u>)を参考にした避難行動要支援者<u>名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して災害時における避難支援を円滑に実施できる</u>体制づくりの支援を県から受ける。</p> <p>2 町は、<u>要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
<p>2-9-1</p>	<p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等</p>	<p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等</p>	

<p>2-9-3</p> <p>2-9-4</p> <p>2-9-5</p>	<p>で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>○ [以下略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織を通じ、避難行動要支援者及び<u>避難支援者</u>までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ [以下略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県及び町は、災害時に避難所等において、災害時<u>多言語</u>支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</p>	<p>で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援<u>等関係者</u>を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>○ [以下略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織を通じ、避難行動要支援者及び<u>避難支援等関係者</u>までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ [以下略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県及び町は、災害時に避難所等において、災害時<u>外国人</u>支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
<p>本編</p> <p>2-10-1</p>	<p>第10節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 町の役割</p>	<p>第10節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 町の役割</p>	

<p>2-10-1</p>	<p><u>1</u> 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティー（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。また、非常用電源、燃料等の確保を検討する。</p> <p><u>2</u> 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。</p> <p><u>3</u> 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。</p> <p><u>4</u> 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。</p> <p><u>5</u> 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。</p> <p>第4 町民及び事業所の役割</p> <p>1 町民の役割</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ、歯ブラシ等</p> </div>	<p><u>○</u> 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティー（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>宗教上等の理由により食事制限のある者</u>、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。また、非常用電源、燃料等の確保を検討する。</p> <p><u>○</u> 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。</p> <p><u>○</u> 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。</p> <p><u>○</u> 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。</p> <p><u>○</u> 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。</p> <p>第4 町民及び事業所の役割</p> <p>1 町民の役割</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>飲料水、食料（<u>アレルギー対応含む</u>）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、<u>予備電池</u>、医薬品、携帯トイレ、<u>下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品</u>、カセットコンロ、石油ストーブ、歯ブラシ等</p> </div>	<p>△所要の修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>△所要の修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
---------------	---	---	---

<p>2-15-1</p> <p>2-15-5</p>	<p>第 15 節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第 1～第 4 [略]</p> <p>第 5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策用機器及び車両の配備</p> <p>保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。</p> <p><u>ア</u> 可搬型衛星地球局</p> <p><u>イ</u> 可搬型無線機</p> <p><u>ウ</u> 移動基地局及び臨時基地局</p> <p><u>エ</u> 応急ケーブル</p> <p><u>オ</u> 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）</p>	<p>第 15 節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第 1～第 4 [略]</p> <p>第 5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策用機器及び車両の配備</p> <p>保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。</p> <p><u>ア</u> <u>非常用衛星通信装置</u></p> <p><u>イ</u> 可搬型衛星地球局</p> <p><u>ウ</u> 可搬型無線機</p> <p><u>エ</u> 移動基地局及び臨時基地局</p> <p><u>オ</u> <u>可搬型発電機</u></p> <p><u>カ</u> 応急ケーブル</p> <p><u>キ</u> 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）</p>	<p>□現状に合わせた修正</p>
<p>本編</p> <p>2-17-1</p> <p>2-17-1</p>	<p>第 17 節 風水害予防計画</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>第 4 砂防事業</p> <p>砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。大槌町では、砂防指定地数が 23カ所、えん堤工が <u>18</u>カ所、溪流保全工が 3カ所ある</p> <p><u>(平成 28 年 4 月 1 日現在)</u></p> <p>第 5 治山事業</p>	<p>第 17 節 風水害予防計画</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>第 4 砂防事業</p> <p>砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。大槌町では、砂防指定地数が 23カ所、えん堤工が <u>18</u>カ所、溪流保全工が 3カ所ある</p> <p><u>(令和 4 年 3 月 31 日現在)</u></p> <p>第 5 治山事業</p>	<p>△所要の修正</p>

2-17-2	<p><u>町は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p> <p><u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u></p>	<p><u>○ 東日本大震災津波で被災した海岸防災林については、既に植栽による復旧が完了したところであるが、これらが成長し期待される防災機能を発揮するまでの間、適切に保育管理を実施する。</u></p> <p><u>○ 県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策に加え、市町村における避難体制の整備に資する山地災害危険地区に関する地図情報等の提供や市町村との連携・協力による監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。</u></p> <p><u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u></p>	○県修正に基づく修正
2-17-2	<p>第6 [略]</p> <p>第7 施設の管理</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。町では、河川水門 <u>21</u> か所が対象施設となる（<u>令和4年4月現在</u>）。</p> <p>第8 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ [略]</p>	<p>第6 [略]</p> <p>第7 施設の管理</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。町では、河川水門 <u>21</u> か所が対象施設となる（<u>令和4年4月現在</u>）。</p> <p>第8 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ [略]</p>	△所要の修正

<p>2-17-3</p> <p>2-17-3</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町の防災計画において、<u>浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）</u>で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要がある<u>もの</u>、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある<u>もの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）</u>の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定める。</p> <p>○ 町は、町地域防災計画に定めた避難場所等を住民に周知させるため、印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布、<u>その他の必要な措置を講じる。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>第9 「略」</p> <p>第10 関係者間の密接な連携体制の構築</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町の防災計画において、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要がある<u>施設</u>、<u>又</u>要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある<u>施設</u>として町が条例で定める用途及び規模に該当するものの所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定める<u>とともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法</u>について定める。</p> <p>○ 町長は、町地域防災計画に<u>おいて定められた水位情報等の伝達方法、避難場所等に関する事項、洪水・雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等について</u>住民に周知させるため、<u>これらの事項を記載した</u>印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p>○ [略]</p> <p>第9 「略」</p> <p>第10 関係者間の密接な連携体制の構築</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正 ☆意見照会に基づく修正</p>
-----------------------------	--	--	---

	<p>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>多様な関係者</u>で密接な連携体制を構築するものとする。</p>	<p>○ 水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、<u>国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」</u>、「<u>都道府県大規模氾濫減災協議会</u>」、「<u>流域治水協議会</u>」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し</u>、「<u>流域治水</u>」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>○ <u>町及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県の修正に基づく修正</p>
2-18-1	<p>第18節 津波・高潮災害予防計画 第1 [略] 第2 波・高潮災害予防事業</p> <p>○ 町の海岸線の延長は、<u>23.275</u>kmで、津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として、海岸法に基づき海岸保全区域に指定された区域は〔資料編2-18-1 海岸保全区域指定延長調〕のとおりである。</p>	<p>第18節 津波・高潮災害予防計画 第1 [略] 第2 波・高潮災害予防事業</p> <p>○ 町の海岸線の延長は、<u>10.680</u>kmで、津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として、海岸法に基づき海岸保全区域に指定された区域は〔資料編2-18-1 海岸保全区域指定延長調〕のとおりである。</p>	<p>△所要の修正</p>

<p>2-18-2</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、大槌町総合計画にある「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続ける町大槌」の基本理念のもと、官民一体となった地域防災力が向上し、津波や台風などの災害に強い安全なまちづくりに努める。</p> <p><u>○ 街は、防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波、高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を推進する。</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>○ 町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、高潮浸水想定区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>○ 高潮浸水想定区域内に<u>地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）</u>で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な<u>もの、要配慮者利用施設</u>で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な<u>もの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途</u></p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、大槌町総合計画にある「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続ける町大槌」の基本理念のもと、官民一体となって地域防災力が向上し、津波や台風などの災害に強い安全なまちづくりに努める。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>○ 町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、高潮浸水想定区域ごとに、<u>水防警報等の伝達方法、避難場所等</u>に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>○ 高潮浸水想定区域内の<u>施設</u>で高潮時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定めるとともに、<u>これらの施設の所有者又</u></p>	<p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>□現状に合わせた修正</p>
---------------	---	--	--

	<p><u>及び規模に該当するもの</u>の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定める。</p> <p>○ 町は、町地域防災計画に定めた<u>水位情報</u>等の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</p>	<p><u>は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報又は水防警報の伝達方法を定める。</u></p> <p>○ 町は、町地域防災計画に定めた<u>水位情報</u>等の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</p>	<p>☆意見照会に基づく修正</p>
2-19-1	<p>第19節 土砂災害予防計画 第1～第2 [略] 第3 土石流対策事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町では、土石流危険渓流数が56カ所、保全対象人家戸1,289戸、渓流の防止施設の内訳が、概成渓流（渓流数10、施設数10）、着手渓流（渓流数<u>0</u>、施設数<u>0</u>）、未着手渓流<u>46</u>となっている（平成31年4月1日現在）。</p> <p>（出典）岩手県地域防災計画 資料編2 p5-2-143 〔資料編2-19-2 土石流危険渓流箇所〕</p> <p>第4 山地災害予防事業</p> <p>山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、<u>90</u>箇所（国有林地内10、民有林地内<u>80</u>）あり（平成31年4月1日現在）、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。</p>	<p>第19節 土砂災害予防計画 第1～第2 [略] 第3 土石流対策事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町では、土石流危険渓流数が56カ所、保全対象人家戸1,289戸、渓流の防止施設の内訳が、概成渓流（渓流数10、施設数10）、着手渓流（渓流数<u>1</u>、施設数<u>1</u>）、未着手渓流<u>45</u>となっている（平成31年4月1日現在）。</p> <p>（出典）岩手県地域防災計画 資料編2 p5-2-143 〔資料編2-19-2 土石流危険渓流箇所〕</p> <p>第4 山地災害予防事業</p> <p>山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、<u>83</u>箇所（国有林地内10、民有林地内<u>73</u>）あり（平成31年4月1日現在）、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。</p>	<p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p>

<p>2-19-2</p> <p>2-19-2</p> <p>2-19-3</p>	<p>(出典) 岩手県地域防災計画 資料編 2 p5-2-144</p> <p>〔資料編 2-19-3 山地災害危険箇所〕</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>イ～カ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p>	<p>(出典) 岩手県地域防災計画 資料編 2 p5-2-144</p> <p>〔資料編 2-19-3 山地災害危険箇所〕</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項</p> <p>イ～カ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>町及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u></p> <p><u>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
---	---	--	-------------------------------------

	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、<u>町</u>長の避難指示の<u>発令判断</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけ<u>られる</u>情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表<u>されている場合において、実況雨量及び</u>気象庁が作成する降雨予測に基づいて1 km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台が協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で<u>土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>また、地震等により地盤が脆弱にな<u>っている</u>可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) 解除基準</p> <p>監視基準を下回り、かつ、短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに土砂災害警戒情報を解除する。ただし、<u>無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず</u></p>	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、<u>市町村</u>長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒<u>を</u>呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p><u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表<u>中に</u>、気象庁が作成する降雨予測に基づく<u>値が</u>1 km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。</p> <p>また、地震等により地盤が脆弱になる可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) 解除基準</p> <p>監視基準を下回り、かつ、短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに土砂災害警戒情報を解除する。ただし、<u>大規模な土砂災害が発生した場合には、県と</u></p>	<p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p>
--	--	--	---

<p>2-19-3</p> <p>4 利用に当たっての留意事項</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、<u>大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、<u>避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令の更なる措置を検討すること。</u></p> <p>2-19-3</p>	<p><u>らず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。</u></p> <p>盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。</p> <p>4 利用に当たっての留意事項</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、<u>降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。</u></p> <p><u>また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、<u>警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
--	---	---

2-19-4	<p>(5) [略]</p> <p>6 避難指示のための情報 【土砂災害警戒情報の補足資料】</p> <table border="1" data-bbox="315 300 1008 687"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル5相当】</td> <td>黒</td> <td>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合 (緊急安全確保の発令対象地域の絞り込みが必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>紫</td> <td>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準となる場合(避難指示の判断が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	実施事項	極めて危険 【警戒レベル5相当】	黒	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合 (緊急安全確保の発令対象地域の絞り込みが必要な状況)	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準となる場合(避難指示の判断が必要な状況)	[略]		[略]	<p>(5) [略]</p> <p>6 避難指示のための情報提供 【土砂災害警戒情報の補足資料】</p> <table border="1" data-bbox="1043 300 1736 687"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 〔注:土砂キキクル 災害切迫〕 【警戒レベル5相当】</td> <td>濃い紫 〔注:土砂キキクル (黒)〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 〔注:土砂キキクル 危険〕 【警戒レベル4相当】</td> <td>薄い紫 〔注:土砂キキクル (紫)〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	実施事項	極めて危険 〔注:土砂キキクル 災害切迫〕 【警戒レベル5相当】	濃い紫 〔注:土砂キキクル (黒)〕	[略]	非常に危険 〔注:土砂キキクル 危険〕 【警戒レベル4相当】	薄い紫 〔注:土砂キキクル (紫)〕	[略]	[略]	[略]	[略]	☆意見照会に基づく修正
危険度	表示	実施事項																									
極めて危険 【警戒レベル5相当】	黒	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合 (緊急安全確保の発令対象地域の絞り込みが必要な状況)																									
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準となる場合(避難指示の判断が必要な状況)																									
[略]		[略]																									
危険度	表示	実施事項																									
極めて危険 〔注:土砂キキクル 災害切迫〕 【警戒レベル5相当】	濃い紫 〔注:土砂キキクル (黒)〕	[略]																									
非常に危険 〔注:土砂キキクル 危険〕 【警戒レベル4相当】	薄い紫 〔注:土砂キキクル (紫)〕	[略]																									
[略]	[略]	[略]																									
<p>2-21-1</p> <p>2-21-2</p>	<p>第21節 林野火災予防計画 第1・第2 [略] 第3 林野火災防止対策の推進 1～4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="315 975 1008 1273"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方气象台</td> <td>①暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施事項	町	[略]	盛岡地方气象台	①暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底	[略]	[略]	<p>第21節 林野火災予防計画 第1・第2 [略] 第3 林野火災防止対策の推進 1～4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1043 975 1736 1273"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方气象台</td> <td>①暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の <u>発表及び</u>迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施事項	町	[略]	盛岡地方气象台	①暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の <u>発表及び</u> 迅速な伝達と周知徹底	[略]	[略]	○県修正に基づく修正								
機関名	実施事項																										
町	[略]																										
盛岡地方气象台	①暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底																										
[略]	[略]																										
機関名	実施事項																										
町	[略]																										
盛岡地方气象台	①暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の <u>発表及び</u> 迅速な伝達と周知徹底																										
[略]	[略]																										
2-22-1	第22節 農業災害予防計画	第22節 農業災害予防計画																									

	第1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。	第1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。	○県の修正に基づく修正																				
第3章 災害応急対策計画																							
本編	第1節 活動体制計画 第1 基本方針 1 県、町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。 (3) 関係各課の防災活動 災害警戒本部長の要請により、関係各課においては、次の防災活動を実施する。	第1節 活動体制計画 第1 基本方針 1 県、町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、 <u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し</u> 、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。 (3) 関係各課の防災活動 災害警戒本部長の要請により、関係各課においては、次の防災活動を実施する。	○県修正に基づく修正																				
3-1-1																							
3-1-1																							
3-1-2	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>環境整備課</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	課	活動内容	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>環境整備課</u>	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>地域整備課</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	課	活動内容	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>地域整備課</u>	[略]	☆意見照会に基づく修正
課	活動内容																						
[略]	[略]																						
[略]	[略]																						
[略]	[略]																						
<u>環境整備課</u>	[略]																						
課	活動内容																						
[略]	[略]																						
[略]	[略]																						
[略]	[略]																						
<u>地域整備課</u>	[略]																						
3-2-1	第2節 気象予報・警報等の伝達計画	第2節 気象予報・警報等の伝達計画																					

3-2-1	第1 [略] 第2 実施責任者	第1 [略] 第2 実施機関(責任者)	●その他 これまで記載のなかった 機関名と担当業務を追記																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		担当業務	町本部長	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td> ①気象予報・警報等の市町村に対する <u>伝達</u> ②北上川上流洪水予報、雫石川洪水予 <u>報及び猿ヶ石川洪水予報の伝達</u> ③北上川上流水防警報等の伝達 ④県管理河川水防警報等の発表 ⑤県管理河川氾濫危険水位情報の発表 ⑥土砂災害警戒情報の発表 </td> </tr> <tr> <td>第二管区海上 保安本部釜石 海上保安部</td> <td>①気象予報・警報等の船舶への周知</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電 話(株)</td> <td>①気象予報・警報等の市町村に対する <u>伝達</u> </td> </tr> <tr> <td>盛岡地方気象 台</td> <td> ①気象予報・警報等の発表 ②土砂災害警戒情報の発表 ③上記予報・警報等の関係機関に対す <u>る通知</u> </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局 (株)IBC岩</td> <td>気象予報・警報等の放送</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当業務	町本部長	[略]	県本部長	①気象予報・警報等の市町村に対する <u>伝達</u> ②北上川上流洪水予報、雫石川洪水予 <u>報及び猿ヶ石川洪水予報の伝達</u> ③北上川上流水防警報等の伝達 ④県管理河川水防警報等の発表 ⑤県管理河川氾濫危険水位情報の発表 ⑥土砂災害警戒情報の発表	第二管区海上 保安本部釜石 海上保安部	①気象予報・警報等の船舶への周知	東日本電信電 話(株)	①気象予報・警報等の市町村に対する <u>伝達</u>	盛岡地方気象 台	①気象予報・警報等の発表 ②土砂災害警戒情報の発表 ③上記予報・警報等の関係機関に対す <u>る通知</u>
機関名	担当業務																		
町本部長	[略]																		
機関名	担当業務																		
町本部長	[略]																		
県本部長	①気象予報・警報等の市町村に対する <u>伝達</u> ②北上川上流洪水予報、雫石川洪水予 <u>報及び猿ヶ石川洪水予報の伝達</u> ③北上川上流水防警報等の伝達 ④県管理河川水防警報等の発表 ⑤県管理河川氾濫危険水位情報の発表 ⑥土砂災害警戒情報の発表																		
第二管区海上 保安本部釜石 海上保安部	①気象予報・警報等の船舶への周知																		
東日本電信電 話(株)	①気象予報・警報等の市町村に対する <u>伝達</u>																		
盛岡地方気象 台	①気象予報・警報等の発表 ②土砂災害警戒情報の発表 ③上記予報・警報等の関係機関に対す <u>る通知</u>																		
日本放送協会 盛岡放送局 (株)IBC岩	気象予報・警報等の放送																		

<p>本編 3-2-1</p>	<p>[以下略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>[資料編 3-2-1 気象警報・注意報の発表基準]</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒</p>	<p><u>手放送</u></p> <p><u>(株)岩手めんこいテレビ</u></p> <p><u>(株)岩手朝日テレビ</u></p> <p><u>(株)エフエム岩手</u></p>		<p>[以下略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>[資料編 3-2-1 気象警報・注意報の発表基準]</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「<u>当該</u>行動を居住者等に促す情報」及び「<u>当該</u>行動をとる際の判断に参考となる情</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
---------------------	--	---	--	--

レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

本編
3-2-2

イ 情報の種類

種 類		内 容
[略]	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意

イ 情報の種類

種 類		内 容
[略]	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起

○県修正に基づく修正

○県修正に基づく修正

3-2-2			を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。			する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。	○県修正に基づく修正	
	記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、 <u>県気象情報の一種として</u> 発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「 <u>キキクル</u> 」で確認する必要がある。	記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、 <u>気象庁</u> が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。		
	土砂災害警戒情報（備考）		[略]	土砂災害警戒情報（備考）		[略]		
3-2-3		竜巻注意報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注</u>			竜巻注意報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻	○県修正に基づく修正

		<p><u>意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所<u>について</u>は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>		<p>等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で<u>気象庁</u>が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>																									
3-2-3	<p>(備考) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、<u>大雨注意報などの</u>基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p> <p>ウ 注意報の種類 (発表基準 資料編 3-2-1)</p> <table border="1" data-bbox="315 1121 1014 1321"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>風雪注意報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>強風注意報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれ</td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	[略]	風雪注意報	[略]		強風注意報	[略]		大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれ		<p>(備考) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p> <p>ウ 注意報の種類 (発表基準 資料編 3-2-1)</p> <table border="1" data-bbox="1043 1121 1738 1321"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>風雪注意報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>強風注意報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれ</td> </tr> </tbody> </table>				[略]	風雪注意報	[略]		強風注意報	[略]		大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれ		<p>○県修正に基づく修正</p>
種類		発表基準																											
[略]	風雪注意報	[略]																											
	強風注意報	[略]																											
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれ																											
[略]	風雪注意報	[略]																											
	強風注意報	[略]																											
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれ																											

3-2-4		<p>があると予想されたときに発表する。</p> <p><u>非難に備え</u>ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>	<p>○県修正に基づく修正 ☆意見照会に基づく修正</p>
	大雪注意報	[略]	
	濃霧注意報	[略]	
	雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、<u>発生</u>した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害<u>について</u>の注意喚起が付加されることもある。</p> <p>急な強い雨への注意<u>についても</u>雷注意報で呼びかけられる。</p>	
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火の危険が大きい気象条件を予想した<u>場合</u>に発表する。</p>	
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>具体的には、早霜や晩霜により農</p>		
3-2-4		<p>があると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる<u>災害リスクの再確認等</u>、<u>避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
	大雪注意報	[略]	
	濃霧注意報	[略]	
	雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、<u>発達</u>した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害<u>へ</u>の注意喚起が付加されることもある。</p> <p>急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>	
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火の危険が大きい気象条件を予想した<u>とき</u>に発表する。</p>	
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>具体的には、早霜や晩霜により農</p>		
			○県修正に基づく修正

			作物への被害が <u>起こる</u> おそれがあるときに発表する。			作物への被害が <u>発生す</u> るおそれがあるときに発表する。		
	低温注意報		低温により災害が発生するおそれがあると予想されると予想されたときに発表する。 具体的には、低温 <u>のために農作物に</u> 著しい被害が <u>発生したり</u> 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の <u>起こる</u> おそれがあるときに発表する。		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されると予想されたときに発表する。 具体的には、低温 <u>による農作物への</u> 著しい被害 <u>や</u> 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が <u>発生する</u> おそれがあるときに発表する。		○県修正に基づく修正
	着雪注意報		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>起こる</u> おそれがあるときに発表する。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>発生す</u> るおそれがあるときに発表する。		○県修正に基づく修正
	着氷注意報		著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>起こる</u> おそれがあると発表する。		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>発生す</u> るおそれがあると発表する。		○県修正に基づく修正
	なだれ注意		[略]		なだれ注意	[略]		

3-2-5	報		報		○県修正に基づく修正	
	融雪注意報	[略]	融雪注意報	[略]		
	高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意喚起するために発表する。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 <u>である。</u></p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>	高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意<u>を</u>喚起するために発表する。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合<u>は</u>、高齢者等は危険な場所から<u>の</u>避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>		○県修正に基づく修正
	波浪注意報	[略]	波浪注意報	[略]		○県修正に基づく修正
3-2-5	洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p><u>避難に備え</u>ハザードマップ等により災害リスク等<u>を</u>再確認する<u>など</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>	洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる<u>災害リスクの再確認等</u>、<u>避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>	○県修正に基づく修正	
	地面現象注意報	[略]	地面現象注意報	[略]		

3-2-5	浸水注意報	[略]	浸水注意報	[略]	○県修正に基づく修正																				
3-2-5	備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題はない。 2 [略] エ 警報の種類（発表基準 資料編 3-2-1）		備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題はない。 2 [略] エ 警報の種類（発表基準 資料編 3-2-1）																						
3-2-5	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 687 584 719">種類</th> <th data-bbox="584 687 1014 719">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 719 584 751">暴風警報</td> <td data-bbox="584 719 1014 751">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 751 584 799">暴風雪警報</td> <td data-bbox="584 751 1014 799">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 799 584 1174">大雨警報</td> <td data-bbox="584 799 1014 1174"> 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1174 584 1225">大雪警報</td> <td data-bbox="584 1174 1014 1225">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	[略]	暴風雪警報	[略]	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	大雪警報	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 687 1308 719">種類</th> <th data-bbox="1308 687 1738 719">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 719 1308 751">暴風警報</td> <td data-bbox="1308 719 1738 751">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 751 1308 799">暴風雪警報</td> <td data-bbox="1308 751 1738 799">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 799 1308 1174">大雨警報</td> <td data-bbox="1308 799 1738 1174"> 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1174 1308 1225">大雪警報</td> <td data-bbox="1308 1174 1738 1225">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	[略]	暴風雪警報	[略]	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	大雪警報	[略]	○県修正に基づく修正
種類	発表基準																								
暴風警報	[略]																								
暴風雪警報	[略]																								
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当																								
大雪警報	[略]																								
種類	発表基準																								
暴風警報	[略]																								
暴風雪警報	[略]																								
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当																								
大雪警報	[略]																								
3-2-6	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生す																					

3-2-6		するおそれがあると予想されたときに発表する。 危険な場所から避難が必要とされる。警戒レベル4に相当		るおそれがあると予想されたときに発表する。 危険な場所から <u>の</u> 避難が必要とされる。警戒レベル4に相当	△所要の修正 ○県修正に基づく修正 ○県修正に基づく修正
	波浪警報	[略]	波浪警報	[略]	
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>対象となる重大な災害として、</u> 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> あげられる。 高齢者は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	
	地面現象警報	[略]	地面現象警報	[略]	
	浸水警報	[略]	浸水警報	[略]	
	備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。		備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その <u>警報</u> 事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。		
	2 [略]		2 [略]		
	3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおり。		3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおり。		
	種類	概要	種類	概要	

3-2-7	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全が必要とされる【警戒レベル5】に相当 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当 ○「注意」（黄）：<u>避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</u>自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当 	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全<u>確保</u>が必要とされる【警戒レベル5】に相当 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から<u>の</u>避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる<u>災害リスクを再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当 	△所要の修正
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高ま<u>っている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全 	○県の修正に基づく修正

3-2-7		<p>確保が必要とされる【警戒レベル5】に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「危険」(紫)：危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当 ○「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当 		<p>確保が必要とされる【警戒レベル5】に相当</p>	<p>○県の修正に基づく修正</p>
	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる【警戒レベル5】に相当 ○「危険」(紫)：危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当 ○「注意」(黄)：<u>避難に備え</u>ハザードマップ等に 	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高<u>まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる【警戒レベル5】に相当 ○「危険」(紫)：危険な場所から<u>の</u>避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から<u>の</u>避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リス 	<p>○県の修正に基づく修正</p>

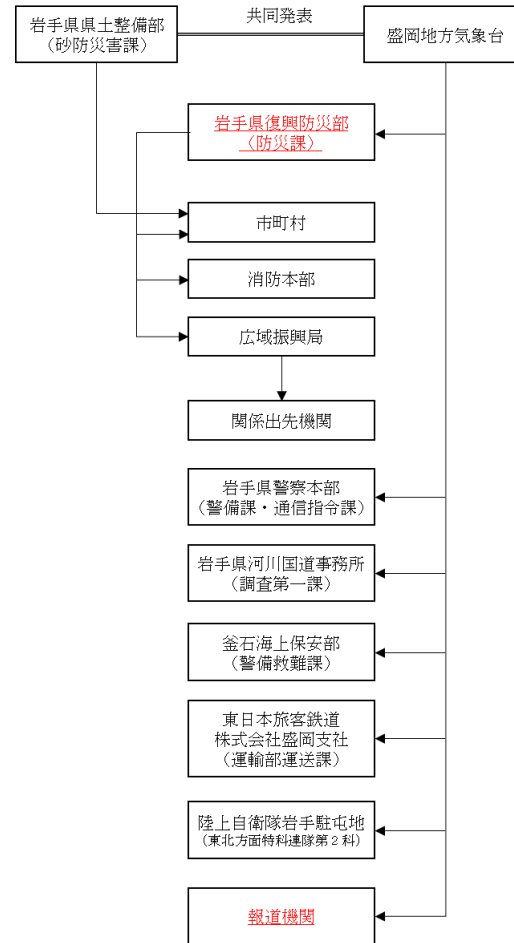
3-2-8		より災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当		クの再認識、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当	<p>○県の修正に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>○県の修正に基づく修正</p>
	流域雨量指数の予測値	<p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、</u>常時10分毎に更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>	流域雨量指数の予測値	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</u>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を<u>用いて</u>常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>	
	オ 特別警報の種類と発表基準		オ 特別警報種類と発表基準		
	種類	発表基準	種類	発表基準	

3-2-10	推計震度分布図	●震度5弱以上	●観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	●震度5弱以上	●観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	○県の修正に基づく修正
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	長周期地震動に関する観測情報	●震度3以上	●高層ビル内での被害発生の可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域毎及び地点毎の長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 <u>20～30</u> 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	長周期地震動に関する観測情報	●震度3以上	●高層ビル内での被害発生の可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域毎及び地点毎の長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 <u>10</u> 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
3-2-16	(ウ) 地震動に関する解説情報等 [略] キ・ク [略]			(ウ) 地震動に関する解説情報等 [略] キ・ク [略]			☆意見照会に基づく修正
	(2)～(4) [略]			(2)～(4) [略]			
3-2-17	(5) 県の措置			(5) 県の措置			☆意見照会に基づく修正
	内容	担当機関	通知先	内容	担当機関	通知先	
	[略]	<u>総合防災室</u>	[略]	[略]	<u>復興防災部防災課</u>	[略]	
	2 異常気象は発生時の通報 (1)～(3) [略] (2) 町長等の通報先			2 異常気象は発生時の通報 (1)～(3) [略] (2) 町長等の通報先			

3-2-18	内 容	担当機関	通 知 先	[略]	内 容	担当機関	通 知 先	☆意見照会に基づく修正
	[略]	沿岸広域復興局土木部 <u>県総合防災室</u>	[略]		[略]	沿岸広域復興局土木部 <u>復興防災部防災課</u>	[略]	
	[略]	盛岡地方気象台 <u>県総合防災室</u>	[略]		[略]	盛岡地方気象台 <u>復興防災部防災課</u>	[略]	
	[略]	<u>県総合防災室</u>	[略]		[略]	<u>復興防災部防災課</u>	[略]	
3-2-19	(2) ○ 町長等から通報を受けた担当機関の長は、・・・			別図1 (気象警報等伝達系統図) [略]	(2) ○ 町長等から通報を受けた担当機関の長は、・・・			☆意見照会に基づく修正

3-2-21

別図3 (津波広報等伝達系統図)
[略]



別図3 (津波広報等伝達系統図)

☆意見照会に基づく修正

		<p>(注) ----- は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線</p>	
<p>本編 3-4-1</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画 第1 [略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画 第1 [略]</p>	

3-4-2	<p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 （株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	収集、伝達する災害情報の内容	[略]	[略]	東日本電信電話 （株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	[略]	[略]	[略]	<p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 （株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	収集、伝達する災害情報の内容	[略]	[略]	東日本電信電話 （株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	[略]	[略]	[略]	○県修正に基づく修正
機 関 名	収集、伝達する災害情報の内容																		
[略]	[略]																		
東日本電信電話 （株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	[略]																		
[略]	[略]																		
機 関 名	収集、伝達する災害情報の内容																		
[略]	[略]																		
東日本電信電話 （株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	[略]																		
[略]	[略]																		
3-4-4	(調査結果報告系統図)	(調査結果報告系統図)	□現状に合わせた修正																
3-4-4			☆意見照会に基づき修正 削除→現状維持																
3-4-4	<p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 町</p> <p>○ <u>町本部長は、災害の発生が予想され、又は災害が発生したときは、情報収集担当者及び報告責任者を定めて、</u></p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 町</p> <p><u>〔削除〕</u></p>																	

<p>3-4-4</p>	<p><u>災害情報の収集に努めるとともに収集した情報を分析し、報告を要する災害及び基準に適合した場合若しくは応急対策を実施するため必要と認めたときは、県本部長、沿岸広域振興局長、その他関係機関に対する迅速正確な連絡情報を行うものとする。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>ア 各部等の長は、災害に関する情報及び被害等の通報を受けたときは、調査部長に通報するものとする。</p> <p>イ <u>調査部長</u>は、前記の通報又は、直接収集した被害状況を<u>取りまとめ、総務部長</u>に報告する。</p> <p><u>ウ 総務部長は、報告を受けた内容を関係部署長等に通報するとともに、重要と認める事項については、町本部長及び副本部長に報告するものとする。</u></p> <p><u>エ 総務部長は、報告を受けた被害が、後記の「報告を要する被害の基準」に達したときは、県の報告受領機関に報告するものとする。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>ア 各部等の長は、災害に関する情報及び被害等の通報を受けたときは、<u>本部運営部長及び</u>調査部長に通報するものとする。</p> <p>イ <u>本部運営部長</u>は、前記の通報又は、直接収集した被害状況を<u>町本部長</u>に報告する。</p> <p><u>ウ 調査部長は、各部等からの通報に基づき被害状況を取りまとめる。</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p>[以下略]</p>	<p><input type="checkbox"/>現状に合わせた修正</p> <p><input type="checkbox"/>現状に合わせた修正</p> <p><input type="checkbox"/>現状に合わせた修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p>						
<p>3-4-8 ～</p>	<p>(報告区分別系統図)</p> <table border="1" data-bbox="315 1313 1014 1361"> <tr> <td>様式</td> <td>報告区分</td> <td>報告系統</td> </tr> </table>	様式	報告区分	報告系統	<p>(報告区分別系統図)</p> <table border="1" data-bbox="1039 1313 1738 1361"> <tr> <td>様式</td> <td>報告区分</td> <td>報告系統</td> </tr> </table>	様式	報告区分	報告系統	
様式	報告区分	報告系統							
様式	報告区分	報告系統							

3-4-14	1 被害発生等 報告		1 被害発生等 報告		※「総合防災室」→ 「復興防災部防災課」															
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																
本編 3-5-1	第5節 広報広聴計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者）		第5節 広報広聴計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者）	○その他 ○県修正に基づく修正 ☆意見照会に基づく修正																
3-5-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ (株) (株) NTT ドコモ <u>LDDI (株)</u> ソフトバンク (株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動内容			[略]	[略]	東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ (株) (株) NTT ドコモ <u>LDDI (株)</u> ソフトバンク (株)	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ (株) (株) NTT ドコモ <u>KDDI (株)</u> ソフトバンク (株) <u>楽天モバイル (株)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動内容	[略]	[略]	東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ (株) (株) NTT ドコモ <u>KDDI (株)</u> ソフトバンク (株) <u>楽天モバイル (株)</u>	[略]	[略]	[略]
実施機関	活動内容																			
[略]	[略]																			
東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ (株) (株) NTT ドコモ <u>LDDI (株)</u> ソフトバンク (株)	[略]																			
[略]	[略]																			
実施機関	活動内容																			
[略]	[略]																			
東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ (株) (株) NTT ドコモ <u>KDDI (株)</u> ソフトバンク (株) <u>楽天モバイル (株)</u>	[略]																			
[略]	[略]																			
3-5-5	(災害広報の実施系統) 別図		名称の修正 「県本部総合防災室」を「復興防災部防災課」に修正																	
本編 3-6-1	第6節 交通確保・輸送計画 第1～第2 [略]		第6節 交通確保・輸送計画 第1～第2 [略]																	

3-6-3	<p>第 3</p> <table border="1"> <tr> <td>県本部長</td> <td>国道</td> <td>45号、<u>三陸沿岸道</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県道</td> <td>大槌小国線(26号)、大槌<u>小鎚線</u>(280号)、吉里吉里釜石線(231号)</td> </tr> <tr> <td>町本部長</td> <td>町道</td> <td>大ケ口線、<u>市街幹線、新町末広町線、愛宕山線、末広町沢山線、吉里吉里海岸3号線、筋山線</u></td> </tr> </table>	県本部長	国道	45号、 <u>三陸沿岸道</u>		県道	大槌小国線(26号)、大槌 <u>小鎚線</u> (280号)、吉里吉里釜石線(231号)	町本部長	町道	大ケ口線、 <u>市街幹線、新町末広町線、愛宕山線、末広町沢山線、吉里吉里海岸3号線、筋山線</u>	<p>第 3</p> <table border="1"> <tr> <td>県本部長</td> <td>国道</td> <td>45号、<u>三陸縦貫自動車道</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県道</td> <td>大槌小国線(26号)、大槌<u>小鎚線</u>(280号)、吉里吉里釜石線(231号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町道</td> <td><u>花輪田寺野線、寺野線、小鎚線、源水迫又線、大ケ口線、末広町沢山1号線、愛宕山線</u></td> </tr> <tr> <td>町本部長</td> <td>町道</td> <td><u>愛宕山線、大ケ口線、大槌学園線、筋山線、吉里吉里旧国道線、吉里吉里漁業集落排水処理施設線、吉里吉里三日月山1号線、丹野線</u></td> </tr> </table>	県本部長	国道	45号、 <u>三陸縦貫自動車道</u>		県道	大槌小国線(26号)、大槌 <u>小鎚線</u> (280号)、吉里吉里釜石線(231号)		町道	<u>花輪田寺野線、寺野線、小鎚線、源水迫又線、大ケ口線、末広町沢山1号線、愛宕山線</u>	町本部長	町道	<u>愛宕山線、大ケ口線、大槌学園線、筋山線、吉里吉里旧国道線、吉里吉里漁業集落排水処理施設線、吉里吉里三日月山1号線、丹野線</u>	◇県計画に基づく修正
県本部長	国道	45号、 <u>三陸沿岸道</u>																						
	県道	大槌小国線(26号)、大槌 <u>小鎚線</u> (280号)、吉里吉里釜石線(231号)																						
町本部長	町道	大ケ口線、 <u>市街幹線、新町末広町線、愛宕山線、末広町沢山線、吉里吉里海岸3号線、筋山線</u>																						
県本部長	国道	45号、 <u>三陸縦貫自動車道</u>																						
	県道	大槌小国線(26号)、大槌 <u>小鎚線</u> (280号)、吉里吉里釜石線(231号)																						
	町道	<u>花輪田寺野線、寺野線、小鎚線、源水迫又線、大ケ口線、末広町沢山1号線、愛宕山線</u>																						
町本部長	町道	<u>愛宕山線、大ケ口線、大槌学園線、筋山線、吉里吉里旧国道線、吉里吉里漁業集落排水処理施設線、吉里吉里三日月山1号線、丹野線</u>																						
3-6-5	(交通規制連絡系統図) 図		名称の修正 「総合防災室」を「復興防災部防災課」に修正	☆意見照会に基づく修正																				
3-6-6	<p>第 4 緊急輸送</p> <p>1・2 [略]</p>		<p>第 4 緊急輸送</p> <p>1・2 [略]</p>																					
3-6-7	<p>3 海上輸送</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 船舶の確保</p> <p>ア <u>町</u>本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、下記の事項を明示して、東北運輸局岩手運輸支局長に対し、船舶の<u>あっせん</u>を要請する。</p>		<p>3 海上輸送</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 船舶の確保</p> <p>ア <u>県</u>本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、下記の事項を明示して、東北運輸局岩手運輸支局長 <u>又は岩手運輸支局長</u>に対し、船舶の<u>供給</u>を要請する。</p>																					
3-6-8	<p>イ <u>あっせん</u>の要請は、次の事項を明示して、<u>荷送港又は配船港を管轄する岩手運輸支局長等、あるいは</u>県本部長</p>		<p>イ <u>供給</u>の要請は、次の事項を明示して、県本部長 (<u>復興防災部防災課</u>) を通じて行う。</p>																					
○県の修正に基づく修正																								

<p>3-7-1 3-7-4</p>	<p>(<u>総務部総合防災室</u>)を通じて行う。</p> <p>[略]</p> <p>ウ 東北運輸局岩手運輸支局長は、<u>あっせんを行う場合は、おおむね、次に掲げる者の所有船舶から適当なものを選定する。</u></p> <p><u>・定期航路事業者</u> <u>・不定期航路事業者</u> <u>・港湾運送事業者</u></p> <p>エ 町本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、漁業協同組合の長に対して、漁船のあっせんに要請する。 〔資料編 3-6-5 船艇の所属現有数〕</p> <p>(3) 巡視船艇の出動又は派遣</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 出動の要請は、次の事項を明示して、釜石海上保安部長、あるいは県本部長 (<u>総務部総合防災室</u>)を通じて行う。</p> <p>第7節 消防活動計画</p> <p>3 緊急消防隊</p> <p>(1) 緊急消防援助隊 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>ウ 東北運輸局岩手運輸支局長は、<u>関係団体又は関係事業者等に海上輸送の協力を要請する。</u></p> <p>エ 町本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、漁業協同組合の長に対して、漁船のあっせんに要請する。 〔資料編 3-6-5 船艇の所属現有数〕</p> <p><u>オ 海上輸送の要請は、次の事項を明示して県本部（復興防災部防災課）を通じて行う。</u></p> <p><u>・輸送物資の内容、数量</u> <u>・輸送活動期間</u> <u>・輸送区間</u></p> <p>(3) 巡視船艇の出動又は派遣</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 出動の要請は、次の事項を明示して、釜石海上保安部長、あるいは県本部長 (<u>復興防災部防災課</u>)を通じて行う。</p> <p>第7節 消防活動計画</p> <p>3 緊急消防隊</p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p>	<p>○県の修正に基づく修正</p> <p>○県の修正に基づく修正</p> <p>○県の修正に基づく修正</p>
------------------------	---	--	--

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部隊名</th> <th>構成機材等</th> <th>装備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警備隊</td> <td>警備(42)、一関(43)</td> <td>警備隊車</td> </tr> <tr> <td>消防部隊</td> <td>消防(7)、忍巻(4)、北上(12)、奥州金ヶ崎(4)、国府大層(3)、一関(8)、大船渡(12)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(4)、大船渡(4)、二戸(4)(43)</td> <td>消防ポンプ自動車、水筒付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車</td> </tr> <tr> <td>防火災害対応部隊</td> <td>消防(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救助部隊</td> <td>消防(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、一関(1)、宮古(1)</td> <td>救助工作車、高度救助用資機材</td> </tr> <tr> <td>救急部隊</td> <td>消防(4)、忍巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(2)、国府大層(1)、一関(1)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(1)、大船渡(1)、二戸(1)(13)</td> <td>災害対応型特殊救急自動車、高度救急用資機材</td> </tr> <tr> <td>後方支援部隊</td> <td>警備(3)、消防(4)、忍巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(3)、国府大層(1)、一関(1)、大船渡(1)、宮古(1)、大船渡(1)</td> <td>支援車、資機材搬送車、上記の部隊が対応するため必要な物資等</td> </tr> <tr> <td>特殊災害部隊(毒)</td> <td>消防(1)、北上(1)、陸前高田(1)、大船渡(1)</td> <td>特殊車両、8災害、6災害対応資機材</td> </tr> <tr> <td>特殊災害部隊(水)</td> <td>消防(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、二戸(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空部隊</td> <td>警備隊航空隊(1)</td> <td>航空ヘリコプター</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名	構成機材等	装備等	警備隊	警備(42)、一関(43)	警備隊車	消防部隊	消防(7)、忍巻(4)、北上(12)、奥州金ヶ崎(4)、国府大層(3)、一関(8)、大船渡(12)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(4)、大船渡(4)、二戸(4)(43)	消防ポンプ自動車、水筒付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車	防火災害対応部隊	消防(1)		救助部隊	消防(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、一関(1)、宮古(1)	救助工作車、高度救助用資機材	救急部隊	消防(4)、忍巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(2)、国府大層(1)、一関(1)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(1)、大船渡(1)、二戸(1)(13)	災害対応型特殊救急自動車、高度救急用資機材	後方支援部隊	警備(3)、消防(4)、忍巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(3)、国府大層(1)、一関(1)、大船渡(1)、宮古(1)、大船渡(1)	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が対応するため必要な物資等	特殊災害部隊(毒)	消防(1)、北上(1)、陸前高田(1)、大船渡(1)	特殊車両、8災害、6災害対応資機材	特殊災害部隊(水)	消防(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、二戸(1)		航空部隊	警備隊航空隊(1)	航空ヘリコプター	☆意見照会に基づく修正
部隊名	構成機材等	装備等																															
警備隊	警備(42)、一関(43)	警備隊車																															
消防部隊	消防(7)、忍巻(4)、北上(12)、奥州金ヶ崎(4)、国府大層(3)、一関(8)、大船渡(12)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(4)、大船渡(4)、二戸(4)(43)	消防ポンプ自動車、水筒付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車																															
防火災害対応部隊	消防(1)																																
救助部隊	消防(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、一関(1)、宮古(1)	救助工作車、高度救助用資機材																															
救急部隊	消防(4)、忍巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(2)、国府大層(1)、一関(1)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(1)、大船渡(1)、二戸(1)(13)	災害対応型特殊救急自動車、高度救急用資機材																															
後方支援部隊	警備(3)、消防(4)、忍巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(3)、国府大層(1)、一関(1)、大船渡(1)、宮古(1)、大船渡(1)	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が対応するため必要な物資等																															
特殊災害部隊(毒)	消防(1)、北上(1)、陸前高田(1)、大船渡(1)	特殊車両、8災害、6災害対応資機材																															
特殊災害部隊(水)	消防(1)、北上(1)、奥州金ヶ崎(1)、二戸(1)																																
航空部隊	警備隊航空隊(1)	航空ヘリコプター																															
<p>本編 3-8-1</p>	<p>第8節 水防活動計画 第1 基本方針 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。 2～4 [略] 第2 [略] 第3 実施要領 1 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「大槌町水防計画（風水害対策編）」に定めるところにより実施する。</p>	<p>第8節 水防活動計画 第1 基本方針 1 洪水、<u>内水、津波</u>又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、<u>及びこれによる</u>被害の軽減を図る。 2～4 [略] 第2 [略] 第3 実施要領 1 洪水、<u>内水、津波</u>又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、<u>及び</u>これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「大槌町水防計画（風水害対策編）」に定めるところにより実施する。</p>	<p>○県の修正に基づく修正</p> <p>○県の修正に基づく修正</p>																														

<p>本編 3-9-1</p>	<p>第9節 県、市町村等応援計画 第1 基本方針 1～4 [略] 5 市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p>	<p>第9節 県、市町村等応援計画 第1 基本方針 1～4 [略] 5 町、県その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。 <u>6 町、県は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p>	<p>△所要の修正 ○県修正に基づく修正</p>																		
<p>本編 3-10-1 3-10-2</p>	<p>第10 自衛隊災害派遣要請計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 災害派遣時に実施する救援活動 [略]</p> <table border="1" data-bbox="315 1070 1010 1362"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>町計画該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>●被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> <td>第3章第17節</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	町計画該当章節	[略]	[略]	[略]	<u>炊飯</u> 及び給水	●被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	第3章第17節	<p>第10 自衛隊災害派遣要請計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 災害派遣時に実施する救援活動 [略]</p> <table border="1" data-bbox="1041 1070 1736 1318"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>町計画該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>●被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> <td><u>第3章第16節</u>・ 第3章第17節</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	町計画該当章節	[略]	[略]	[略]	<u>給食</u> 及び給水	●被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>第3章第16節</u> ・ 第3章第17節	<p>○県修正に基づく修正</p>
項目	内容	町計画該当章節																			
[略]	[略]	[略]																			
<u>炊飯</u> 及び給水	●被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	第3章第17節																			
項目	内容	町計画該当章節																			
[略]	[略]	[略]																			
<u>給食</u> 及び給水	●被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>第3章第16節</u> ・ 第3章第17節																			

3-10-4	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(要請系統) 図 [略]</p>				[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td><u>被災者に対し、 入浴支援を実施 する。</u></td> <td><u>二</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(要請系統) 図中の名称の修正 「県本部長 本部総合防災室」を「県本部長 復興防災部 防災課」に修正</p>	<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、 入浴支援を実施 する。</u>	<u>二</u>	[略]	[略]	[略]	☆意見照会に基づく修正
[略]	[略]	[略]													
<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、 入浴支援を実施 する。</u>	<u>二</u>													
[略]	[略]	[略]													
本編 3-13-1 3-13-2 3-13-2	<p>第13節 災害救助法の適用計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準</p> <p>法による救助は、町の区域内に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p><u>ア</u> 全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 被害世帯の数が40世帯以上であるとき ② 県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が、20世帯以上であるとき</p> <p>③ 県内の<u>被害世帯数が</u>7,000世帯以上であって、<u>町の区</u></p>	<p>第13節 災害救助法の適用計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準 <u>(本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。)</u></p> <p>法による救助は、町の区域内に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p><u>(1) 町の区域内における</u>全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 <u>(町人口は、令和2年国勢調査に基づく)</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"><u>町人口</u></td> <td colspan="2"><u>法適用基準</u></td> </tr> <tr> <td><u>市両村人口に 応</u></td> <td><u>県内 1,500 世帯</u></td> </tr> </table>	<u>町人口</u>	<u>法適用基準</u>		<u>市両村人口に 応</u>	<u>県内 1,500 世帯</u>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p>							
<u>町人口</u>	<u>法適用基準</u>														
	<u>市両村人口に 応</u>	<u>県内 1,500 世帯</u>													

<p>域内の被害世帯数が多数であるとき</p> <p>④多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合</p>		<p><u>じた滅失世帯</u> <u>(令 1-1-1)</u></p>	<p><u>滅失で市町村人口に応じた滅失世帯 (令 1-1-1)</u></p>	
	<p>5,000 人以上 15,000 人未満</p>	<p>40 世帯以上</p>	<p>20 世帯以上</p>	
	<p>・ <u>県内において、7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合 (令 1-1-3)</u></p> <p>・ <u>多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合 (令 1-1-4)</u></p>			
<p>注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。</p> <p>・ <u>住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする。</u></p> <p>・ <u>住家が床上浸水、土砂等の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。</u></p> <p>・ <u>全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。</u></p> <p><u>イ・ウ</u> [略] (災害救助法適用の手続き)</p>	<p>注) 被害世帯の算定は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする。</u></p> <p>② <u>住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。</u></p> <p>③ <u>全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> [略] (災害救助法適用の手続き)</p>			<p>○県の修正に基づく修正</p>

3-13-3			○県の修正に基づく修正																		
本編 3-14-1	第14節 避難・救出計画 第1 基本方針 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに、緊急安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他の、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援 <u>従事者</u> の安全を確保しながら、避難誘導を行う。 2～4 [略] 第2 [略] 第3 実施要領 1 避難指示等 (1) 避難指示灯の実施及び報告	第14節 避難・救出計画 第1 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに、緊急安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他の、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援 <u>等関係者</u> の安全を確保しながら、避難誘導を行う。 2～4 [略] 第2 [略] 第3 実施要領 1 避難指示等 (1) 避難指示灯の実施及び報告	○県修正に基づく修正																		
3-14-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>災害が発生、もしくは切迫しており、立退き避難することがかえっ</td> <td>① 大雨特別警報（<u>土砂災害</u>）（警戒レベル5相当情報（<u>土砂災害</u>）が発表された場合（※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		発令基準	[略]	[略]	[略]	緊急安全確保	災害が発生、もしくは切迫しており、立退き避難することがかえっ	① 大雨特別警報（ <u>土砂災害</u> ）（警戒レベル5相当情報（ <u>土砂災害</u> ）が発表された場合（※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>災害が発生、もしくは切迫しており、立退き避難することがかえっ</td> <td>① 大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合（※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		発令基準	[略]	[略]	[略]	緊急安全確保	災害が発生、もしくは切迫しており、立退き避難することがかえっ	① 大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合（※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）	☆意見照会に基づく修正
種 別		発令基準																			
[略]	[略]	[略]																			
緊急安全確保	災害が発生、もしくは切迫しており、立退き避難することがかえっ	① 大雨特別警報（ <u>土砂災害</u> ）（警戒レベル5相当情報（ <u>土砂災害</u> ）が発表された場合（※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）																			
種 別		発令基準																			
[略]	[略]	[略]																			
緊急安全確保	災害が発生、もしくは切迫しており、立退き避難することがかえっ	① 大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合（※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）																			

<p>3-14-8</p>	<p>(4) 避難の方法</p> <p>○ 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。</p>	<p>て危険である場合、緊急に安全を確保させること</p> <p>②キキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（土壌雨量指数、浸水指数、流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合）</p> <p>③土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>④河川が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>⑤堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>⑥堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（<u>指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」</u>）（水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	<p>(4) 避難の方法</p> <p>○ 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。<u>ただし、徒歩での避難が困難な避難行動要支援者については、自動車避難を容認する。</u></p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症対策やペットとの避難など</u></p>	<p>て危険である場合、緊急に安全を確保させること</p>	<p>②キキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（土壌雨量指数、浸水指数、流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合）</p> <p>③土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>④河川が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>⑤堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>⑥堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	<p>□現状に合わせた修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
---------------	---	---	--	-------------------------------	--	-------------------------------------

3-14-8	<p>○ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。</p>	<p><u>を理由に、やむを得ず自家用車で避難する場合は交通渋滞を回避するため、大槌川及び小槌川の上流にある避難施設（旧金沢小学校、リサイクルセンター隣仮設住宅跡地等）に限り、自動車避難を容認する。</u></p> <p>○ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。</p>	
3-14-8	<p><u>(8) 避難経路及び避難場所の整備及び指定・選定</u> <u>町本部長は、避難路及び避難場所の整備及び指定・選定等、住民の避難に関する個別の計画を定める。また、学校、病院、社会福祉施設、事業所等の施設管理者が具体的な避難計画を策定できるよう検討を促す。</u></p> <p><u>(9) 避難支援従事者の安全確保</u> 町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援<u>従事者</u>の安全の確保を図る。</p>	<p><u>[削除]</u></p> <p><u>(8) 避難支援者の安全確保</u> ○ 町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援者の安全の確保を図る。 ○ <u>町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援者の安全の確保を図る。</u> ○ <u>避難支援可能時間の定めのない市町村にあつては、津波到達予想時刻から避難者への到着予想時間、避難者を伴つての避難所要時間を控除した時間を避難支援時間として活動する。予め訓練により各所要時間を算出しておくことが求められる。</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
3-14-9	<p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p>	

<p>3-14-11</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>[以下略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6～7 [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・<u>ボランティア</u>等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>[以下略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6～7 [略]</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>																								
<p>3-14-13</p>	<p>8 広域避難</p> <p>(1) 県内広域避難</p> <p>○ [略]</p> <p>【法に基づく報告又は義務】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【略】</p>	<p>8 広域避難</p> <p>(1) 県内広域避難</p> <p>○ [略]</p> <p>【法に基づく報告又は義務】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【略】</p>																									
<p>3-14-14</p>	<p>【県本部の担当】</p> <table border="1" data-bbox="342 1074 1014 1273"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td><u>復興くらし再建課</u></td> <td><u>福祉環境班</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県外広域避難</p>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	復興防災部	<u>復興くらし再建課</u>	<u>福祉環境班</u>		<p>【県本部の担当】</p> <table border="1" data-bbox="1068 1074 1740 1273"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td><u>防災課</u></td> <td><u>二</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県外広域避難</p>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	復興防災部	<u>防災課</u>	<u>二</u>		<p>○県修正に基づく修正</p>
部	課	地方支部班	担当業務																								
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																								
復興防災部	<u>復興くらし再建課</u>	<u>福祉環境班</u>																									
部	課	地方支部班	担当業務																								
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																								
復興防災部	<u>防災課</u>	<u>二</u>																									

3-14-14	<input type="radio"/> [略] 【法令に基づく報告又は通知義務】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【略】</div>	<input type="radio"/> [略] 【法令に基づく報告又は通知義務】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【略】</div>																									
3-14-15	【県本部の担当】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 25%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td><u>復興くらし再建課</u></td> <td><u>福祉環境班</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	復興防災部	<u>復興くらし再建課</u>	<u>福祉環境班</u>		【県本部の担当】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 25%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td><u>防災課</u></td> <td><u>二</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	復興防災部	<u>防災課</u>	<u>二</u>		○県修正に基づく修正
部	課	地方支部班	担当業務																								
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																								
復興防災部	<u>復興くらし再建課</u>	<u>福祉環境班</u>																									
部	課	地方支部班	担当業務																								
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																								
復興防災部	<u>防災課</u>	<u>二</u>																									
3-14-16	<p>(3) 他都道府県からの広域避難受入れ</p> <input type="radio"/> [略] 【法令に基づく報告又は通知義務】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【略】</div>	<p>(3) 他都道府県からの広域避難受入れ</p> <input type="radio"/> [略] 【法令に基づく報告又は通知義務】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【略】</div>																									
3-14-19	【県本部の担当】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 25%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td><u>復興くらし再建課</u></td> <td><u>福祉環境班</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	復興防災部	<u>復興くらし再建課</u>	<u>福祉環境班</u>		【県本部の担当】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 25%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td><u>防災課</u></td> <td><u>二</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]	復興防災部	<u>防災課</u>	<u>二</u>		○県修正に基づく修正
部	課	地方支部班	担当業務																								
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																								
復興防災部	<u>復興くらし再建課</u>	<u>福祉環境班</u>																									
部	課	地方支部班	担当業務																								
ふるさと振興部	[略]	[略]	[略]																								
復興防災部	<u>防災課</u>	<u>二</u>																									
3-14-19	<p>10 住民等に対する情報等の提供体制</p> <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略]	<p>10 住民等に対する情報等の提供体制</p> <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> <u>町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行</u>	○県修正に基づく修正																								

		<u>うものとする。</u>																									
本編 3-15-1 3-15-5	第15節 医療・保健計画 第1～第6 [略]	第15節 医療・保健計画 第1～第6 [略] 第7 災害中期長期における医療体制 <u>1 災害中期長期における医療活動</u> <u>釜石保健所保険医療班長は、災害医療コーディネータ</u> <u>ーとともに、被災地における医療救護班等の活動調整及</u> <u>び活動支援を行う。</u> <u>2 災害中期長期における精神医療活動</u> <u>県本部長は、被災者のこころのケア等を実施するた</u> <u>め、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の精神医療活</u> <u>動を継続する。</u> 3 健康管理活動の実施 ○ [略]	○県修正に基づく修正																								
3-15-5	第7 健康管理活動の実施 ○ [略]	3 健康管理活動の実施 ○ [略]																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>健康管理活動班数</th> <th>編成基準／1班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立大槌病院</td> <td>地方支部保健医療班</td> <td>1班</td> <td>保健師 1名以上 栄養士 1名</td> </tr> <tr> <td>町内医療機関等</td> <td>町内保健医療班</td> <td>1～2班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準／1班	県立大槌病院	地方支部保健医療班	1班	保健師 1名以上 栄養士 1名	町内医療機関等	町内保健医療班	1～2班		<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>健康管理活動班数</th> <th>編成基準／1班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立大槌病院</td> <td>地方支部保健医療班</td> <td>1班</td> <td>保健師 1名以上 <u>管理栄養士（栄養士）</u></td> </tr> <tr> <td>町内医療機関等</td> <td>町内保健医療班</td> <td>1～2班</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準／1班	県立大槌病院	地方支部保健医療班	1班	保健師 1名以上 <u>管理栄養士（栄養士）</u>	町内医療機関等	町内保健医療班	1～2班	1名	○県修正に基づく修正
医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準／1班																								
県立大槌病院	地方支部保健医療班	1班	保健師 1名以上 栄養士 1名																								
町内医療機関等	町内保健医療班	1～2班																									
医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準／1班																								
県立大槌病院	地方支部保健医療班	1班	保健師 1名以上 <u>管理栄養士（栄養士）</u>																								
町内医療機関等	町内保健医療班	1～2班	1名																								
3-15-8	○ [略] (医療・保健活動の情報連絡系統図)	○ [略] (医療・保健活動の情報連絡系統図) 名称の修正 「総務部 総合防災室」を「復興防災部防災課」に修正	☆意見照会に基づく修正																								
本編	第16節 食料、生活必需品等供給計画	第16節 食料、生活必需品等供給計画																									

3-22-2	[略]	[略]	[略]	[略]	○県修正に基づく修正 ○県修正に基づく修正																
	消防作業	[略]	消防作業 <u>(従事命令又は協力命令)</u>	[略]																	
	水防作業	[略]	水防作業 <u>(従事命令)</u>	[略]																	
	[略]	[略]	[略]	[略]																	
3-25-1	第25節 公共土木施設等応急対策計画 第1、2 [略] 第3 実施要領 3 漁港施設 1、2 [略]		第25節 公共土木施設等応急対策計画 第1、2 [略] 第3 実施要領 3 漁港施設 1、2 [略] (漁港施設にかかわる連絡系統図)		☆意見照会に基づく修正																
3-25-3	(漁港施設にかかわる連絡系統図)		名称の修正 「県総合防災室」を「県復興防災部防災課」に修正																		
本編 3-26-1	第26節 ライフライン施設等応急対策計画 第1 [略] 第2 実施機関(責任者) 1 [略] 2 その他のライフライン施設		第26節 ライフライン施設等応急対策計画 第1 [略] 第2 実施機関(責任者) 1 [略] 2 その他のライフライン施設																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務内容		[略]		[略]		東日本電信電話(株)岩手支店		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務内容	[略]		[略]		東日本電信電話(株)岩手支店	
機関名	業務内容																				
[略]																					
[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店																					
機関名	業務内容																				
[略]																					
[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務内容	[略]		[略]		東日本電信電話(株)岩手支店		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務内容	[略]		[略]		東日本電信電話(株)岩手支店		
機関名	業務内容																				
[略]																					
[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店																					
機関名	業務内容																				
[略]																					
[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務内容	[略]		[略]		東日本電信電話(株)岩手支店		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務内容	[略]		[略]		東日本電信電話(株)岩手支店		
機関名	業務内容																				
[略]																					
[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店																					
機関名	業務内容																				
[略]																					
[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店																					

3-26-1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>		○県修正に基づく修正
3-28-1 3-28-2	第29節 海上災害応急対策計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 通報連絡体制 (1) 防災関係機関等における通報連絡		第29節 海上災害応急対策計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 通報連絡体制 (1) 防災関係機関等における通報連絡 図 名称の修正 「岩手県 総合防災室」を「岩手県 復興防災部防災課」 に修正		☆意見照会に基づく修正
3-29-1 3-29-2 3-29-4	第29節 林野火災応急対策計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 通報連絡体制 2 [略] 3 (1)、(2) [略] ○現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする		第29節 林野火災応急対策計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 通報連絡体制 図 名称の修正 「岩手県 総合防災室」を「岩手県 復興防災部防災課」 に修正 2 [略] 3 (1)、(2) [略] ○現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする 「前進指揮者」と「消防部隊」を結ぶ線を記載		☆意見照会に基づく修正 ☆意見照会に基づく修正

<p>本編 3-30-1</p>	<p>第30節 防災ヘリコプター等活動計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 活動内容 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。</p>	<p>第30節 防災ヘリコプター等活動計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 活動内容 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。</p>																	
<p>3-30-2</p>	<table border="1"> <tr><td>災害応急対策活動</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>消火活動</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>救助活動</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>救急活動</td><td>①～③ [略] ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合</td></tr> </table>	災害応急対策活動	[略]	消火活動	[略]	救助活動	[略]	救急活動	①～③ [略] ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	<table border="1"> <tr><td>災害応急対策活動</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>消火活動</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>救助活動</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>救急活動</td><td>①～③ [略] ④臓器搬送 ⑤ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合</td></tr> </table>	災害応急対策活動	[略]	消火活動	[略]	救助活動	[略]	救急活動	①～③ [略] ④臓器搬送 ⑤ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	<p>○県修正に基づく修正</p>
災害応急対策活動	[略]																		
消火活動	[略]																		
救助活動	[略]																		
救急活動	①～③ [略] ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合																		
災害応急対策活動	[略]																		
消火活動	[略]																		
救助活動	[略]																		
救急活動	①～③ [略] ④臓器搬送 ⑤ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合																		
<p>3-30-2</p>	<p>4 応援要請 ○ 町本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、<u>後日</u>、文書を提出する。 5 受入体制 応援を要請した町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援する為、必要に応じ、次の受入体制を整える。 ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配</p>	<p>4 応援要請 ○ 町本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、文書を提出する。 5 受入体制 応援を要請した町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援する為、必要に応じ、次の受入体制を整える。 ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>																

地震・津波対策編

頁	現計画	修正案	備考
第1章 総則			
<p>地震・津波対策編 1-1-1</p>	<p>第1節 計画の目的 この計画は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。 なお、この計画は、当町における過去の地震・津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」<u>を実施</u>）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p>	<p>第1節 計画の目的 この計画は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。 なお、この計画は、当町における過去の地震・津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、<u>千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、31年度に国の地震調査研究推進本部が実施）</u>や県が実施した<u>津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」</u>）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>

<p>1-1-1</p>	<p>また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。</u></p> <p><u>なお、法第3条の規定に基づき指定された岩手県の推進地域は、次のとおりである。（平成18年4月3日内閣府告示第58号）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</u></p> </div>	<p>害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防御、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>△所要の修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
<p>1-4-1</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第1 [略] 第2 防災関係機関の業務の大綱 1～3 [略]</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第1 [略] 第2 防災関係機関の業務の大綱 1～3 [略]</p>	

	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[以下略]</td> <td>[以下略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業務の大綱	[略]	[略]	[略]	[略]	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	[略]	[以下略]	[以下略]	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[以下略]</td> <td>[以下略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業務の大綱	[略]	[略]	[略]	[略]	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	[略]	[以下略]	[以下略]	<p>○県修正に基づく修正</p>
機 関 名	業務の大綱																						
[略]	[略]																						
[略]	[略]																						
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	[略]																						
[以下略]	[以下略]																						
機 関 名	業務の大綱																						
[略]	[略]																						
[略]	[略]																						
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTT ドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	[略]																						
[以下略]	[以下略]																						
<p>地震・津波対策編 1-5-1</p>	<p>第5節 地震・津波の想定 第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</p> <p>○ <u>県では</u>、将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきた。</p> <p>【地震被害想定調査結果（平成9年度実施）県地域防災計画資料編】</p> <p><u>【津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）県地域防災計画資料編】</u></p>	<p>第5節 地震・津波の想定 第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</p> <p>○ <u>本県に</u>将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきた。</p> <p>【地震被害想定調査結果（平成9年度実施）県地域防災計画資料編】</p>	<p>△所要の修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>																				

<p>1-5-1</p>	<p>○ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、<u>このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。</u></p> <p>○ <u>当面</u>の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、<u>平成 23 年東北地方太平洋沖地震</u>並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※1）や遠地地震（※2）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した<u>高齢者等避難及び避難指示（以下本編中「避難指示等」という。）</u>の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>○ <u>なお、令和 4 年 1 月 16 日に本県に津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ・フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う津波のような地震を伴わない津波に関しては、防災基本計画、避難情報のガイドライン、気象庁の警報等発表要領の見直し等を踏まえ、今後対策を検討していく。</u></p>	<p>○ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、<u>その要因の調査分析を踏まえ、令和 3～4 年度に津波防災地域づくりに関する法律に基づき最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定の設定を行うとともに、最大クラスの地震・津波を対象とした新たな被害想定を実施した。</u></p> <p>○ <u>今後</u>の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、<u>日本海溝・千島海溝沿いの地震及び津波</u>並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※1）や遠地地震（※2）、<u>火山噴火等による潮位変化（※3）</u>に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震、遠地地震<u>及び火山噴火等による潮位変化</u>を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	--	---	---

<p>1-5-1</p>	<p>(※1) [略] (※2) [略]</p> <p>第2 想定する地震の考え方</p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p>	<p>(※1) [略] (※2) [略] <u>(※3) 火山噴火等による潮位変化とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による潮位変化(防災対応上「津波」と呼称)のこと。2022年(令和4年)1月16日に本県に津波警報が発表されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。</u></p> <p>第2 想定する地震の考え方</p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については<u>日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震を含む</u>過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p> <p><u>【岩手県地域防災計画資料編 地震被害想定調査結果(平成9年度実施)】</u> <u>【岩手県地域防災計画資料編 地震・津波被害想定調査(令和3年～4年度実施)】</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正 ☆意見照会に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正 ☆意見照会に基づく修正</p>
<p>1-5-2</p>	<p>第3 想定する津波の考え方</p> <p>津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。</p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもた</p>	<p>第3 想定する津波の考え方</p> <p>津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。</p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもた</p>	

1-5-2	<p>らず最大クラスの津波</p> <p>2 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波</p>	<p>らず最大クラスの津波 <u>(L2 津波)</u></p> <p>2 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波 <u>(L1 津波)</u></p> <p><u>【岩手県地域防災計画資料編 津波浸水想定の設定 (令和3年度実施)】</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
第2章 災害予防計画			
<p>地震・津波対策編</p> <p>2-1-1</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育</p> <p>防災機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し又は防災関係資料を配付して防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～カ [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育</p> <p>○ 防災機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し又は防災関係資料を配付して防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>○ 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>○ <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。</u></p>	<p>◇県計画に基づく修正</p> <p>◇県計画に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
2-1-1	3 住民等に対する防災知識の普及		

<p>2-1-2</p>	<p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育 〔本編・第2章・第1節・第2・4 参照〕</p> <p>5 [略]</p>	<p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p> <p><u>○ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 児童、生徒等に対する教育 〔本編・第2章・第1節・第2・4 参照〕</p> <p><u>○ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
<p>2-1-3</p>	<p>第3 津波防災マップの作成</p> <p>○ 県は、<u>平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した</u>最大クラスの津波を想定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し公表する。</p>	<p>第3 津波防災マップの作成</p> <p>○ 県は、<u>日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、関係</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>

	○ [略]	<u>市町村長に通知するとともに公表する。</u> ○ [略]	
地震・津波対策編 2-3-1 2-3-1	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項 町は、<u>震災</u>に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p><u>ア</u> 通信情報連絡訓練 <u>震災により</u>通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する<u>こと</u>。</p> <p><u>イ</u> 職員非常招集訓練 <u>震災により</u>通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施する<u>こと</u>。</p> <p><u>ウ</u> 消防訓練 <u>震災により</u>消火栓の使用が不可能となった場合を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火<u>訓練</u></p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項 町は、<u>地震・津波</u>に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p><u>ア</u> <u>災害対策本部設置・運営訓練</u> <u>災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。</u></p> <p><u>イ</u> 通信情報連絡訓練 通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等<u>各種通信手段</u>を用いた通信訓練を実施する。</p> <p><u>ウ</u> 職員非常招集訓練 通常の交通手段が途絶した場合を想定し、<u>近隣公所への出勤</u>や徒歩による非常参集訓練等を実施する。</p> <p><u>[クへ修正記載]</u></p>	<p>○県計画に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>

<p>2-3-1</p>	<p><u>を実施すること。</u></p> <p>エ 避難訓練 地震により津波が発生した場合を想定し、家族単位、地区単位での住民の避難、避難行動要支援者の避難を想定した訓練を実施する<u>こと</u>。</p> <p>オ <u>津波訓練</u> 地震により津波が発生した場合を想定し、業務従事者の安全を確保した上での水門等の閉鎖、住民広報等の津波訓練を実施すること。</p> <p>カ 救出・救助訓練 <u>震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。</u></p> <p>キ <u>施設復旧訓練</u> <u>震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。</u></p>	<p>エ 避難訓練 <u>各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。</u></p> <p>オ <u>避難所開設・運営訓練</u> <u>行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。</u></p> <p>カ 救出・救助訓練 <u>消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。</u></p> <p>キ <u>医療救護訓練</u> <u>多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。</u></p> <p>ク 消防訓練 <u>消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。</u></p> <p>ケ <u>要配慮者を対象とした訓練</u> <u>個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	--	--	---

2-3-1		<p><u>避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。</u></p> <p><u>コ 遺体対応訓練</u> <u>最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。</u></p> <p><u>サ 多言語対応訓練</u> <u>社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。</u></p> <p><u>シ 施設復旧訓練</u> <u>ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。</u></p> <p><u>ス 交通規制訓練</u> <u>緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。</u></p>	○県修正に基づく修正
地震・津波対策編 2-5-1 2-5-1	<p>第5節 避難対策計画 第1 [略] 第2 避難計画の作成 1 町の避難計画 〔本編・第2章・第7節・第2・1 参照〕 ○ [略] ○ 町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠</p>	<p>第5節 避難対策計画 第1 [略] 第2 避難計画の作成 1 町の避難計画 〔本編・第2章・第7節・第2・1 参照〕 ○ [略] ○ 町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠</p>	

<p>2-5-1</p>	<p>地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示(緊急)等の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 町の津波避難計画</p> <p>○ 町は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針(平成16年5月)」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>ア 津波浸水予想地域 <u>(当該予想地域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、住民の避難を軸とした避難計画とするよう配慮する。)</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 避難場所、避難路等の指定・設定(特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。)</p> <p>オ [略]</p> <p><u>カ</u> 津波警報等の収集・伝達</p> <p><u>キ</u> 避難指示等の発令</p> <p><u>ク</u> 津波防災教育・啓発</p> <p><u>ケ</u> 津波避難訓練の実施</p>	<p>地地震、<u>火山噴火等による潮位変化</u>に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 町の津波避難計画</p> <p>○ 町は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、<u>県の津波浸水想定の設定を踏まえ</u>、「岩手県津波避難計画策定指針(平成16年5月)」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>ア 津波浸水予想地域の<u>設定</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 避難場所<u>等</u>、避難路等の指定・設定(特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。)</p> <p>オ 「略」</p> <p><u>カ</u> <u>避難誘導等に従事する者の安全の確保</u></p> <p><u>キ</u> 津波情報等の収集・伝達</p> <p><u>ク</u> 避難指示等の発令</p> <p><u>ケ</u> 津波防災教育・啓発</p> <p><u>コ</u> 津波避難訓練の実施</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	---	---

<p>2-5-2</p> <p>2-5-2</p> <p>2-5-3</p> <p>2-5-3</p>	<p><u>コ</u> その他の留意点</p> <p>○ 町は、津波避難計画を策定する場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>平成23年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波対策を構築すること。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第3～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ 津波に対する正しい知識を身につける。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安</p>	<p><u>サ</u> <u>要配慮者の避難支援</u></p> <p><u>シ</u> その他の留意点</p> <p>○ 町は、津波避難計画を策定する場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>津波防災地域づくりに関する法律に基づき、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波を対象として、県が令和3年度に実施した津波浸水想定の設定を踏まえた津波対策を構築すること。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第3～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ 津波に対する正しい知識を身につける。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による潮位変化</u>により津波が発生する可能性がある。</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安</p>	<p>△所要の修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
---	--	--	---

	<p>全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。</p> <p>ア 強い<u>地震</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>地震</u>を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき</p> <p>○ 正しい情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。</p> <p>○ 町の避難指示等に従って行動する。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ 次の場合は、直ちに津波に備えた措置をとる。</p> <p>ア 強い<u>地震</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>地震</u>を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき</p>	<p>全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。</p> <p>ア 強い<u>揺れ</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>揺れ</u>を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき</p> <p>○ 正しい情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車、<u>赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）</u>等を通じて入手する。</p> <p>○ 町の避難指示等に従って行動する。<u>（海浜部には津波注意報で避難指示が発令される。）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ 次の場合は、直ちに津波に備えた措置をとる。</p> <p>ア 強い<u>揺れ</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>揺れ</u>を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき</p>	<p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p>
2-7-1	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>〔本編・第2章・第9節・第1 参照〕</u></p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達され</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>

2-7-1		<p><u>るよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p>	
2-15-1	<p>第15節 津波災害予防計画 第1 基本計画 [略] 第2 津波災害予防事業 ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>湾口防波堤や防潮堤、河川堤防、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。この場合において、・・・</u> ○ <u>防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的とした海岸防災林造成事業を進める。</u></p>	<p>第15節 津波災害予防計画 第1 基本計画 [略] 第2 津波災害予防事業 ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 防潮堤、河川堤防、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。この場合において、・・・</p>	<p>△所要の修正 △所要の修正</p>
2-15-2	<p>第3 [略] 第4 海岸地域の津波防災化 ○ [略] ○ <u>平成23年東北地方太平洋沖地震による津波により被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行</u></p>	<p>第3 [略] 第4 海岸地域の津波防災化 ○ [略]</p>	<p>△所要の修正</p>
2-15-2	<p><u>し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行</u></p>		<p>△所要の修正</p>

2-15-3	<p><u>い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。</u></p> <p>1 土地利用上の対策</p> <p>(1) 津波防災上の土地利用</p> <p>○ 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地球の将来の発展、住民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>平成23年東北地方太平洋沖地震による津波により被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建設制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適切に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>旧堤の保全</u> <u>旧堤が、津波防災上有効な機能を発揮すると想定される場合は、その保全を図る。</u></p> <p>2 公共公益施設の耐浪性の確保 [略]</p> <p>3 交通施設の配置等 [略]</p>	<p>1 土地利用上の対策</p> <p>(1) 津波防災上の土地利用</p> <p>○ 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地球の将来の発展、住民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害<u>をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 公共公益施設の耐浪性の確保 [略]</p> <p>3 交通施設の配置等 [略]</p>	<p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p>
--------	--	--	---

<p>2-15-3</p>	<p>4 津波災害警戒区域内の情報伝達等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、大槌町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波警報等津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、<u>地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は</u>主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>○ 大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた<u>地下街等又は</u>主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町長は、<u>津波災害警戒区域をその区域に含む</u>大槌町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保す</p>	<p>4 津波災害警戒区域内の情報伝達等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、大槌町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波警報等津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>○ 大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町長は、大槌町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知</p>	<p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p>
---------------	---	---	---

2-16-1	<p>る上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>第16節 地盤災害予防計画</p> <p>第1～3 [略]</p> <p><u>第4 ため池防災対策</u></p> <p><u>町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。</u></p>	<p>させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>第16節 地盤災害予防計画</p> <p>第1～3 [略]</p>	△所要の修正
第3章 災害応急対策計画			
3-1-1	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町及び防災関係機関は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定める。</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町及び防災関係機関は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、</u>災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定める。</p>	○県修正に基づく修正
3-1-1	2～7 [略]	2～7 [略]	

	<p>8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難である<u>ため</u>、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。</p> <p>なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。</p>	<p>8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であり、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。</p> <p>なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。</p>	<p>△所要の修正</p>
<p>3-1-1</p>	<p>第2 町の活動体制</p> <p>町は、町の地域に地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合<u>及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る</u>災害応急対策を実施する<u>ため、大槌町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は大槌町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</u></p>	<p>第2 町の活動体制</p> <p>○ 町は、町の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合<u>においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。</u></p> <p>○ <u>町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、地震・津波計画第3章第1節活動体制計画（地震・津波対策編 3-1-1）及び本編第3章第1節（本編 3-1-1）を参照</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
<p>3-1-1</p>	<p>町は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。</p> <p>町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要</p>	<p>○ 町は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。</p> <p>○ 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請す</p>	<p>△所要の修正</p> <p>◇県計画に基づく修正</p> <p>◇県計画に基づく修正</p>

3-1-2	<p>請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。</p>	<p>る。この場合において、市町村本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。</p>																			
<p>3-2-1</p> <p>3-2-1</p> <p>3-2-1</p>	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="315 443 1010 496"> <tr> <td colspan="3">[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="315 544 1010 643"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>津波警報等の伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び地震情報の種類</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送局（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に伝達される。</p> <p>○ <u>震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。</u></p>	[表略]			部	担当班	業務内容	総務部	総務班	津波警報等の伝達	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="1041 443 1736 496"> <tr> <td colspan="3">[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="1041 544 1736 643"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>津波警報等の伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び地震情報の種類</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、<u>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。緊急地震速報（警報）は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</u></p> <p>○ <u>緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを</u></p>	[表略]			部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	津波警報等の伝達	<p>□現状に合わせた修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p>
[表略]																					
部	担当班	業務内容																			
総務部	総務班	津波警報等の伝達																			
[表略]																					
部	担当班	業務内容																			
本部運営部	本部運営班	津波警報等の伝達																			

3-2-2	<p>○ [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生<u>約1分後</u>に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生 <u>約1分後</u> に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報	[略]	[略]	[略]	<p><u>特別警報に位置付けられる。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生<u>約1分半後</u>に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生 <u>約1分半後</u> に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報	[略]	[略]	[略]	<p>☆意見照会に基づく修正</p>
種類	発表基準	内容																			
震度速報	震度3以上	地震発生 <u>約1分後</u> に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報																			
[略]	[略]	[略]																			
種類	発表基準	内容																			
震度速報	震度3以上	地震発生 <u>約1分半後</u> に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報																			
[略]	[略]	[略]																			
3-2-2	<p>震源・震度に関する情報</p> <p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 若干の海面変動が予 <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p>	<p><u>震源・震度に関する情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>震度1以上</u> <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> <u>緊急地震速報（警報）</u> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上のを観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u></p> <p><u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</u></p>	<p>☆意見照会に基づく修正</p>																		

3-2-2		想される場合 ・緊急地震速報 (警報) を発表した場合			<u>を発表時</u>		○県修正に基づく修正
	<u>各地の震度に関する情報</u>	<u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、震度の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u>				
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	○県修正に基づく修正
	遠地地震に関する	国外で発生した地	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュー	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表	

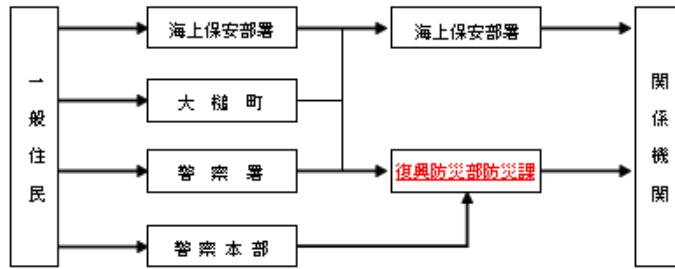
3-2-2	情報	震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	ド)を概ね30分以内に発表 <u>※。</u> 日本や外国への津波の影響に関しても記述して発表。		て以下のいずれかを満たした場合等 <u>※</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表すること</u>	<u>※。</u> 日本や外国への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※国外で発生し大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。</u>	☆意見照会に基づく修正
-------	----	---	--	--	--	--	-------------

3-2-2 ～ 3-2-3	長周期地震動に関する観測情報	<u>震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害発生の可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20分～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u>	長周期地震動に関する観測情報	<u>がある。</u> <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>	☆意見照会に基づく修正
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
3-2-2	ウ [略] (2) 津波警報等の種類 ア 津波警報等の種類と内容 ○ 気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や震源を <u>即時</u> に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。 ○ [略] ○ [略] ○ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、・・・[略] ○ [略] (3) [略]			ウ [略] (2)津波警報等の種類 ア 津波警報等の種類と内容 ○ 気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や震源を <u>速やか</u> に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。 ○ [略] ○ [略] ○ 津波警報等 <u>と</u> ともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。 ただし、・・・[略] ○ [略] (3) [略] (4) 伝達系統			

<p>3-2-11</p>	<p>(4) 伝達系統</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 県の措置</p> <p>(7) 町の措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等の広報は、おおむね、次の方法による。 ア～ケ [略]</p> <p>2 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町長等の通報先</p> <p>○ 通報を受けた町長等は、盛岡地方気象台及び<u>県総合防災室</u>に通報する。</p>	<p>表中、発表機関はすべて「<u>気象庁</u>」に修正</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 県の措置</p> <p>表中、発表機関の「<u>総合防災室</u>」を「<u>復興防災部防災課</u>」に修正</p> <p>(7) 町の措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等の広報は、おおむね、次の方法による。 ア～ケ [略]</p> <p><u>コ 津波フラッグ</u></p> <p>2 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町長等の通報先</p> <p>○ 通報を受けた町長等は、盛岡地方気象台及び<u>復興防災部防災課</u>に通報する。</p>	<p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p> <p>△所要の修正</p>
---------------	--	--	---

3-2-12

【異常現象の通報、伝達経路】



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

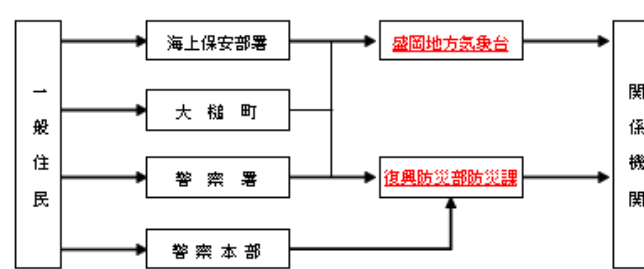
区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常は変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第4 緊急地震速報、地震津波情報の伝達

1、2 [略]

区分	サイレン信号	その他
大津波警報	<u>3秒 2秒 3秒</u>	防災行政無線、消防車警鐘
津波警報	<u>5秒 6秒 5秒</u>	防災行政無線、消防車警鐘
津波注意報	<u>10秒 2秒 10秒</u>	防災行政無線、消防車警鐘
警報等解除	<u>10秒 3秒 10秒</u>	<u>防災行政無線、消防車警鐘</u>

【異常現象の通報、伝達経路】



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第4 緊急地震速報、地震津波情報の伝達

1、2 [略]

区分	サイレン信号	その他
大津波警報	<u>3秒吹奏 2秒休止 3回</u>	防災行政無線、消防車警鐘
津波警報	<u>5秒吹奏 6秒休止 2回</u>	防災行政無線、消防車警鐘
津波注意報	<u>10秒吹奏 2秒休止 2回</u>	防災行政無線、消防車警鐘

☆意見照会に基づく修正

△所要の修正

△所要の修正

△所要の修正

3-5-1	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="315 300 1010 834"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	[略]	[略]	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	[略]	[略]	[略]	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="1043 300 1738 834"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報内容	[略]	[略]	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	[略]	[略]	[略]	<p>△所要の修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>
機関名	活動内容																		
[略]	[略]																		
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	[略]																		
[略]	[略]																		
機関名	広報内容																		
[略]	[略]																		
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	[略]																		
[略]	[略]																		
地震・津波対策編 3-6-1	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部<u>内に道路応急復旧のための専門班を配置し</u>、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸</p>	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部<u>土木工務班が</u>、優先的に交通の確保を図る。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸</p>	<p>△所要の修正</p>																

3-6-1	<p>送及び航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。</p> <p>[以下略]</p>	<p>送及び航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。</p> <p><u>5 町及び県は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。</u></p> <p><u>6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、大規模災害時の航路啓開や港湾機能の回復により海上輸送路を確保する。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正</p>																
3-8-1	<p>第8節 津波・浸水対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="315 783 1003 1273"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>①所管する河川等の監視及び警戒 ②津波警報等発表時における水門等の閉鎖 ③浸水対策用資機材の緊急調達 <u>④所管する堤防、水門等の応急復旧</u></td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>①所管する河川等の監視及び警戒 ②市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん ③所管する堤防、水門等の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 岩手駐屯地</td> <td>災害派遣に基づく水防活動</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	業務内容	町本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②津波警報等発表時における水門等の閉鎖 ③浸水対策用資機材の緊急調達 <u>④所管する堤防、水門等の応急復旧</u>	県本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん ③所管する堤防、水門等の応急復旧	陸上自衛隊 岩手駐屯地	災害派遣に基づく水防活動	<p>第8節 津波・浸水対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="1041 783 1729 1273"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>①所管する河川等の監視及び警戒 ②津波警報等発表時における水門等の閉鎖 ③浸水対策用資機材の緊急調達</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>①所管する河川等の監視及び警戒 ②市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん ③所管する堤防、水門等の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 岩手駐屯地</td> <td>災害派遣に基づく水防活動</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	業務内容	町本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②津波警報等発表時における水門等の閉鎖 ③浸水対策用資機材の緊急調達	県本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん ③所管する堤防、水門等の応急復旧	陸上自衛隊 岩手駐屯地	災害派遣に基づく水防活動	<p>△所要の修正</p>
実施機関	業務内容																		
町本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②津波警報等発表時における水門等の閉鎖 ③浸水対策用資機材の緊急調達 <u>④所管する堤防、水門等の応急復旧</u>																		
県本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん ③所管する堤防、水門等の応急復旧																		
陸上自衛隊 岩手駐屯地	災害派遣に基づく水防活動																		
実施機関	業務内容																		
町本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②津波警報等発表時における水門等の閉鎖 ③浸水対策用資機材の緊急調達																		
県本部長	①所管する河川等の監視及び警戒 ②市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん ③所管する堤防、水門等の応急復旧																		
陸上自衛隊 岩手駐屯地	災害派遣に基づく水防活動																		

3-8-1

【町本部の担当部・班】

部	担当班	担当業務
総務部	総務班	①水防活動に関する連絡 ②自衛隊の災害派遣要請
土木部	工務班	①浸水対策用資機材の緊急調達
産業部	農林・水産班	②所管する堤防、水門等の応急復旧
	商工班	
消防部	消防班	①津波警報発表時における水門等の閉鎖 ②所管する河川等の監視及び警戒

第3 実施要領

洪水及び津波等による水災を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「大槌町水防計画（地域防災計画「風水害対策編」）」に準拠して、次の事項を実施する。

1 監視、警戒活動

河川、海岸の管理者及び水防責任者は、津波警報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

【町本部の担当部・班】

部	担当班	担当業務
総務部	総務班	①水防活動に関する連絡 ②自衛隊の災害派遣要請
土木部	工務班	①浸水対策用資機材の緊急調達
産業部	産業振興班	

第3 実施要領

洪水及び津波等による水災を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「大槌町水防計画（地域防災計画「風水害対策編」）」に準拠して、次の事項を実施する。

1 監視、警戒活動

河川、海岸の管理者及び水防責任者は、津波警報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、河川、海岸、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

△所要の修正

△所要の修正

<p>3-8-2</p>	<p>2 水門等の操作</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、沿岸広域振興局土木部班長等に応援を要請する。 ○ 沿岸広域振興局土木部班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、あらかじめ定めた安全確保策に従い、速やかに操作を行う。 <p>3 浸水対策用資機材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 町本部長は、自らの力をもっては浸水用資機材に不足を生ずるような場合においては、沿岸広域振興局土木部班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。 <p>4 浸水防止応急復旧活動</p> <p>(1) 河川、海岸</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p>(2) 農業施設</p> <p>各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。</p>	<p>2 水門等の操作</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、沿岸広域振興局土木部に応援を要請する。 ○ 沿岸広域振興局土木部は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、あらかじめ定めた安全確保策に従い、速やかに操作を行う。 <p>3 浸水対策用資機材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 町本部長は、自らの力をもっては浸水用資機材に不足を生ずるような場合においては、沿岸広域振興局土木部を通じて、県本部長に応援を要請する。 <p>4 浸水防止応急復旧活動</p> <p>(1) 河川、海岸</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p>(2) 農業施設</p> <p>各管理者は、被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。</p>	<p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p>
--------------	---	---	---

<p>3-13-1</p>	<p>第13節 災害救助法の適用計画 第1、第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準 [略] 2 法適用の手続</p> <p>○ 町本部長は、災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について県沿岸広域振興局 <u>福祉班長</u>を通じて県本部長に情報提供する。</p> <p>○ [略] ○ [略]</p> <p>【災害救助法の手続き】</p>	<p>第13節 災害救助法の適用計画 第1、第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準 [略] 2 法適用の手続</p> <p>○ 町本部長は、災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について県沿岸広域振興局 <u>保健福祉環境部</u>を通じて県本部長に情報提供する。</p> <p>○ [略] ○ [略]</p> <p>【災害救助法の手続き】</p>	<p>△所要の修正</p> <p>△所要の修正</p>
<p>3-13-1</p>	<p>第14節 避難・救出計画 第1 基本方針 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を行うとともに、避難支援 <u>従事者</u>の安全を確保しながら避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第14節 避難・救出計画 第1 基本方針 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を行うとともに、避難支援 <u>等関係者</u>の安全を確保しながら避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>△所要の修正第</p>

3-15-1	<p>第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の<u>確保</u>を図る。</p> <p>第2～8 [略]</p>	<p>第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の<u>確立</u>を図る。</p> <p>第2～8 [略]</p>	△所要の修正																		
<p>3-18-1</p> <p>3-18-1</p>	<p>第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）[略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="315 839 1010 1058"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請</td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>被災者支援班</td> <td>①災害救助法による被災住宅の応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 ②活用可能な民間住宅の情報提供 ③被災者の生活相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>管理班</td> <td>①被災宅地危険度判定実施本部の業務 ②被災建築物危険度判定実施本部の業務 ③公営住宅等の入居者のあっせん</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請	町民部	被災者支援班	①災害救助法による被災住宅の応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 ②活用可能な民間住宅の情報提供 ③被災者の生活相談窓口の設置	土木部	管理班	①被災宅地危険度判定実施本部の業務 ②被災建築物危険度判定実施本部の業務 ③公営住宅等の入居者のあっせん	<p>第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）[略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="1041 839 1736 962"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木部</td> <td>管理班</td> <td>①被災宅地危険度判定実施本部の業務 ②被災建築物危険度判定実施本部の業務 ③公営住宅等の入居者のあっせん ④応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	土木部	管理班	①被災宅地危険度判定実施本部の業務 ②被災建築物危険度判定実施本部の業務 ③公営住宅等の入居者のあっせん ④応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請	△所要の修正第
部	担当班	業務内容																			
総務部	総務班	応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請																			
町民部	被災者支援班	①災害救助法による被災住宅の応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 ②活用可能な民間住宅の情報提供 ③被災者の生活相談窓口の設置																			
土木部	管理班	①被災宅地危険度判定実施本部の業務 ②被災建築物危険度判定実施本部の業務 ③公営住宅等の入居者のあっせん																			
部	担当班	業務内容																			
土木部	管理班	①被災宅地危険度判定実施本部の業務 ②被災建築物危険度判定実施本部の業務 ③公営住宅等の入居者のあっせん ④応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請																			
第5章 日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画																					
5-1-1	<p>第1節 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第6</u></p>	<p>第1節 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）<u>第5</u></p>	○県修正に基づく修正																		

<p>5-1-1</p> <p>5-1-1</p>	<p><u>条第1項</u>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護<u>及び</u>円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 推進<u>区域</u></p> <p><u>法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。</u> <u>(平成18年4月3日内閣府告示第58号)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</u></p> </div> <p>第3 [略]</p>	<p><u>条第2項</u>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、<u>円滑な避難<u>及び迅速な救助</u></u>の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 推進<u>地域</u></p> <p><u>法第9条の規定に基づき、当町は特別強化地域に指定されている。</u> <u>(令和4年10月3日内閣府告示第100号)</u></p> <p>第3 [略]</p>	<p>○研修生に基づく修正</p> <p>○県修正に基づく修正 △所要の修正</p>
<p>5-2-1</p>	<p>第2節 災害対策本部等の設置等</p> <p>第1 災害対策本部等の設置</p> <p><u>町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれ</u></p>	<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p><u>(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき</u></p>	<p>○県修正に基づく修正 ※第2節を削除し、現行大槌町計画第5節を第2節に記載・修正</p>

<p>5-2-1</p>	<p><u>ある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、大槌町災害警戒本部又は大槌町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</u></p> <p>第2 災害対策本部等の組織及び運営</p> <p><u>災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、大槌町災害対策本部条例及び大槌町災害対策本部規程に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、本編・第3章・第1節「活動体制計画」に定めるところによる。</u></p> <p>第3 町の職員の動員配備体制</p> <p><u>通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、安全に留意しながら参集することとする。詳細については、本編・第3章・第1節に定めるところによる。</u></p>	<p><u>施設等を必要性及び緊急性に従い、所定の基準等により明示すること)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</u> 第2章第11節「都市防災計画」、第12節「交通施設安全確保計画」、第13節「ライフライン施設等安全確保計画」で定めたとおり、建築物・構造物等の安全性の確保を行う。 2 <u>土砂災害防止施設</u> 第2章第16節「地盤災害予防計画」で定めたとおり、土砂災害防止施設の整備を行う。 3 <u>避難場所</u> 第2章第5節第3「避難場所等の整備等」で定めたとおり、避難場所の整備を行う。 4 <u>避難路</u> 第2章第5節第2「避難計画の作成」で定めたとおり、避難路の整備を行う。 5 <u>避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u> 第2章第10節「防災施設等整備計画」で定めたとおり、消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設の整備を行う。 6 <u>緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は</u> 	<p>○県修正に基づく修正 △所要の修正</p>
--------------	---	--	------------------------------

		<u>漁港</u> <u>第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めたとおり、緊急輸送を確保するために必要な道路の整備を行う。</u> <u>7 通信施設</u> <u>第2章第4節「通信確保計画」で定めたとおり、市町村防災行政無線、その他の防災機関等の無線の整備を行う。</u>	○県修正に基づく修正 △所要の修正
5-3-1	<u>第3節 地震発生時の応急対策等</u> <u>第1 地震発生時の応急対策</u> <u>1 情報の収集・伝達</u> <u>(1) 情報の収集・伝達</u> <u>情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。</u> <u>ア 町及び防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。</u>		○県修正に基づく修正 ※第3節を削除

<p>5-3-1</p>	<p><u>イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めることとする。</u></p> <p><u>(2) 避難のための指示</u> 〔本編・第3章・第14章・「避難・救出計画」参照〕</p> <p><u>(3) 避難方法・避難誘導等</u> 〔本編・第3章・第14節・「避難・救出計画」参照〕</p> <p><u>2 施設の緊急点検・巡視等</u> 町は、<u>通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。</u> <u>その活動については、第3章・第1節「活動体制計画」、同章・第8節・「津波・浸水対策計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>3 二次災害の防止</u> 町は、<u>地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。</u> <u>また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害</u></p>		<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	--	-------------------

<p>5-3-1</p> <p>5-3-2</p>	<p><u>の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 救助・救急・消火・医療活動</u></p> <p><u>町、県及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</u></p> <p><u>その活動については、第3章 第7節「消防活動計画」、第3章・第15節「医療・保健計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>5 物資調達</u></p> <p><u>物資調達については、第3章・第16節「食料、生活必需品等供給計画」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。</u></p> <p><u>町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。</u></p> <p><u>6 輸送活動</u></p> <p><u>町、県及びその他の防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</u></p> <p><u>その活動については、第3章 第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>7 保健衛生・防疫活動</u></p>		<p>○県修正に基づく修正</p>
---------------------------	--	--	-------------------

<p>5-3-2</p>	<p><u>町、県及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</u></p> <p><u>その活動については、第3章・第15節「医療・保健計画」に定めるところによる。</u></p> <p>第2 資機材、人員等の配備手配</p> <p><u>1 物資等の調達手配</u></p> <p><u>地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保は、第2章・第10節の「防災施設等整備計画」、第3章・第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 人員の配備</u></p> <p><u>町は、人員の配備状況を県に報告する。その活動については、第3章・第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置</u></p> <p><u>(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、岩手県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u></p> <p>第3 他機関に対する応援要請</p>		<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	--	--	-------------------

5-3-2	<p><u>1 町が相互応援協定を締結している機関への応援要請</u></p> <p>町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに<u>関し締結している応援協定は、第3章・第9節「県・市町村等応援協力計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 自衛隊の派遣要請</u></p> <p>第3章・第10節「<u>自衛隊災害派遣要請計画</u>」に定めるところによる。</p> <p><u>3 広域的な災害対応体制の整備</u></p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、東北の地域を越えた地方自治体との広域的な災害対応体制の整備に努める。</p> <p><u>なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。</u></p>		○県修正に基づく修正
5-4-1	<p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p><u>1 整備方針</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	○県修正に基づく修正 ※第4節を第3節に項目修正

5-4-1	<p>第2 津波に関する情報の伝達</p> <p>津波に関する情報の伝達に係る<u>基本的事項は第3章 第14節「避難・救出計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。</u></p> <p>1 <u>津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること</u></p> <p>2 <u>船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置</u></p> <p>3 <u>管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</u></p> <p>第3 避難対策等</p> <p>1 <u>地震発生時において津波による避難指示(緊急)の対象となる地区（以下、「対象地区」という。）は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、高齢者、子ども、病人、障がい者等要配慮者への支援や保護に配慮するものとする。</u></p>	<p>第2 津波に関する情報の伝達等</p> <p>津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は<u>関係者の連絡体制は次のとおり。</u></p> <p>1 <u>町内部及び関係機関相互間の伝達体制、防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制及び船舶に対する伝達体制</u></p> <p><u>第3章第2節「津波警報・地震情報等の伝達計画」に定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>管轄区域内の被害状況の情報収集体制</u></p> <p><u>第3章第14節「避難・救出計画」に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>防災行政無線の整備等</u></p> <p><u>第2章第4節「通信確保計画」に定めるところによる。</u></p> <p>第3 地域住民等の避難行動等</p> <p><u>町は、県等と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</u></p> <p>1 <u>避難対象地域</u></p> <p><u>大槌町津波避難計画に定める。</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p> <p>△所要の修正</p>
-------	--	---	---------------------------------

	<u>区 分</u>	<u>対象地区</u>	<u>2 避難方法</u> <u>第 3 章第 14 節「避難・救出計画」に定めるところによる。</u> <u>3 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策</u> <u>4 住民等の備え</u> <u>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</u> <u>5 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等は、第 2 章第 7 節「要配慮者の安全確保計画」に定めるところによる。</u> <u>6 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</u> <u>第 3 章第 14 節「避難・救出計画」に定めるところによる。</u> <u>第 4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u> <u>町は、県と協力し、避難場所及び避難所の運営・安全確保について第 2 章第 5 節「避難対策計画」、第 3 章第 14 節「避難・救出計画」に基づき取り組むこととする。</u>	○県修正に基づく修正
	<u>津波注意報</u> <u>津波警報・大津波警報</u>	<u>津波防潮堤など海岸保全施設よりも海側及び災害危険区域</u> <u>町内全域</u>		
5-4-2	<u>[別添 2 大槌町避難指示等判断・伝達マニュアル]</u> <u>2 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>3 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施するものとし、弱い地震であっても大きな津波を発生させる「津波地震」についても知識の徹底を図るものとする。</u> <u>4 町は、1 から 3 に掲げる措置のほか、第 3 章・第 1 4 節「避難・救出計画」に定めるところにより避難対策を行うものとし、第 2 章 第 1 節「防災知識普及計画」により津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。</u>			

<p>5-4-2</p>	<p><u>第4</u> 消防機関等の活動</p> <p>町は、本編第3章第7節「消防活動計画」、<u>本編・第3章・第8節「水防活動計画」</u>に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。</p> <p><u>1</u> 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p><u>2</u> 津波からの避難誘導</p> <p><u>3</u> 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する<u>指</u> <u>導</u></p> <p><u>4</u> <u>救助・救急</u></p> <p><u>5</u> <u>緊急消防援助隊等応急部隊の進出・活動拠点の確</u> <u>保</u></p>	<p><u>第5</u> 意識の普及・啓発</p> <p>町は、<u>地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画策定指針を作成・変更し、第2章第5節「避難対策計画」に定めるところにより周知を行う。</u></p> <p><u>第6</u> 消防機関等の活動</p> <p><u>1</u> <u>町の措置</u></p> <p>町は、第3章第7節「消防活動計画」、<u>第8節「津波・浸水対策計画」</u>に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。</p> <p><u>(1)</u> <u>津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u></p> <p><u>(2)</u> <u>津波からの避難誘導</u></p> <p><u>(3)</u> <u>自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支</u> <u>援</u></p> <p><u>(4)</u> <u>津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u></p> <p><u>(5)</u> 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	--	---	-------------------

<p>5-4-2</p>	<p><u>6</u> 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</p> <p><u>7</u> 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p><u>8</u> 水防資機材の点検、整備、配備、等</p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p>	<p><u>(6)</u> 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</p> <p><u>(7)</u> 水防資機材の点検、整備、配備等</p> <p>2 <u>県の措置</u></p> <p><u>県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握</u></p> <p><u>(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知</u></p> <p><u>イ 水門、陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</u></p> <p><u>ウ 水防資機材の確認、整備、配備</u></p> <p>第7 <u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p>水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	---	-------------------

<p>5-4-2</p>	<p>水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第13節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第25節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、<u>次の事項にも配慮する。</u></p> <p><u>1 水道</u></p> <p><u>水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 電気</u></p> <p>(1) <u>電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定公共機関東北電力株式会社釜石電力センターが行う措置は、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>3 ガス</u></p> <p><u>ガス事業の管理者等については、津波からの円滑</u></p>	<p>施する必要な措置は、第2章第13節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第25節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとする。</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	--	-------------------

5-4-3	<p><u>な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u></p> <p><u>4 通信</u></p> <p>(1) <u>電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。</u></p> <p>(2) <u>指定公共機関が行う措置</u></p> <p><u>5 放送</u></p> <p>(1) <u>放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。</u></p> <p>(2) <u>放送事業者は、県、町、その他防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。</u></p> <p>(3) <u>指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(4) <u>指定地方公共機関である株式会社IBC岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ及び株式会社岩</u></p>		○県修正に基づく修正
-------	---	--	------------

<p>5-4-3</p>	<p><u>手朝日テレビが行う措置は、別に定めるところによる。</u></p> <p>第6 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>町、岩手県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。</p> <p>道路管理者は、情報板等により津波に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。</p> <p>その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。</p> <p>2 海上</p> <p>(1) 釜石海上保安部及び港湾管理者並びに漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、</p>	<p>第8 交通</p> <p>1 道路</p> <p>(1) <u>交通規制</u></p> <p>町、県警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定されている区間について、<u>交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u></p> <p>(2) <u>除雪</u></p> <p><u>積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、除雪体制を優先的に確保する。</u></p> <p>2 海上</p> <p>(1) 釜石海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<u>海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避などの安全確保対策をとるものとする。</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	---	-------------------

<p>5-4-4</p>	<p><u>その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。</u></p> <p><u>その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」、同章第24節「公共土木施設等応急対策計画」に定めるところによる。</u></p> <p>(2) <u>港湾で海上運送業務を営むものは、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>3 鉄道</p> <p>(1) <u>鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと想定される区間がある場合、津波により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置を考慮するものとする。</u></p> <p>(2) <u>鉄道事業者は、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第7 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 [略]</p> <p>(1) 各施設に共通する事項 ア 津波警報等の入場者等への伝達</p>	<p>3 鉄道</p> <p><u>津波の襲来により危険度が高いと想定される区間における運行の停止等の運行上の措置は、岩手県地域防災計画地震・津波対策編第3章第26節「公共土木・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。</u></p> <p>4 乗客等の避難誘導</p> <p>(1) <u>一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、列車、船舶等の乗客や、駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。</u></p> <p>(2) <u>一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。</u></p> <p>第9 町が管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 [略]</p> <p>(1) 各施設に共通する事項 ア 津波警報等の入場者等への伝達 <u>海岸近くにある施設については、津波警報等</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	--	-------------------

<p>5-4-4</p>	<p>イ 入場者等の<u>安全確保のための避難等の措置</u> ウ～キ [略]</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</p> <p>イ 学校等にあつては、当該学校等が、<u>町の定める津波避難対象地区</u>にあるときは、<u>避難の安全に関する措置</u>、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置</p> <p>ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置</p> <p><u>エ 施設が海岸近くにある場合、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置</u></p>	<p><u>の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u></p> <p>イ 入場者等の<u>避難のための措置</u> ウ～キ [略]</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置</p> <p>イ 学校、<u>職業訓練校、研修所</u>等にあつては、 <u>(7)</u> 当該学校が、津波避難対象<u>地域</u>にあるときは、<u>避難誘導のための必要な措置</u> <u>(1)</u> 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置</p> <p>ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、<u>移動することが不可能又は困難な者の安全の確保</u><u>及び避難誘導</u>のための必要な措置</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	--	--	-------------------

<p>5-4-5</p>	<p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p><u>(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1 の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <p>また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <p><u>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p><u>イ 無線通信機器等通信手段の確保</u></p> <p><u>ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p><u>(2) 町推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1 (1)又は1 (2)の掲げる措置を講じるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p> <p>3 工事中の建築等に対する措置</p> <p>地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>工事を中断するものとする。</u></p>	<p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1 の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <p><u>(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p><u>(2) 無線通信機器等通信手段の確保</u></p> <p><u>(3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p><u>3 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置</u></p> <p>地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、<u>津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。</u></p> <p>第10 迅速な救助</p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--------------	---	--	-------------------

		<p><u>1 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>2 県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。</u></p> <p><u>3 県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u></p> <p><u>4 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
<p>5-5-1</p> <p>5-5-1</p>	<p><u>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>第1 整備すべき施設</u></p> <p><u>1 整備項目</u></p> <p><u>次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>なお、町が所有する施設については、別に定める</u></p>		<p>○県修正に基づく修正</p> <p>※現行計画第5節を第2節に項目修正</p>

5-5-1	<p><u>耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。</u></p> <p>(1) <u>建築物、構造物等の耐震化</u></p> <p>(2) <u>避難地の整備</u></p> <p>(3) <u>避難路の整備</u></p> <p>(4) <u>津波対策施設</u></p> <p>(5) <u>消防用施設の整備等</u></p> <p>(6) <u>緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備</u></p> <p>(7) <u>通信施設の整備</u></p> <p>(8) <u>緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備</u></p> <p>(9) <u>その他の事業</u></p> <p>2 <u>通信施設の整備</u></p> <p><u>町、その他防災関係機関は第5章第3節第1、第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。</u></p> <p><u>通信施設の整備計画は次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>町防災行政無線</u></p> <p>(2) <u>その他の防災機関等の無線</u></p> <p>3 <u>特別防災区域に係る施設の整備</u></p>		○県修正に基づく修正
-------	--	--	------------

	<p><u>第2 整備方針</u> <u>[略]</u></p>		<p>○県修正に基づく修正</p>
		<p><u>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</u></p> <p><u>第1 資機材、人員等の配備手配</u></p> <p><u>1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは第3章第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を予め把握するものとする。</u></p> <p><u>第2 自衛隊の災害派遣</u></p> <p><u>1 自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動については、第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>第3 物資の備蓄・調達</u></p> <p><u>物資の備蓄及び調達に関する方法は第2章第8節「食料・生活必需品等の備蓄計画」に定めるところ</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>

		による。	○県修正に基づく修正
		<p>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合 にとるべき防災対策に関する事項</p> <p>第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の措置等</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等の伝達 <u>後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。</u></p> <p>(1) <u>町内部及び関係機関相互間の伝達体制</u> <u>防災無線等を通じて関係機関へ伝達する。</u></p> <p>(2) <u>地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制</u> <u>防災無線等を通じて地域住民並びに防災関係機関へ伝達する。</u></p> <p>2 町の災害に関する会議等の設置 <u>会議等は設置せず、県並びに関係機関との連絡体制をとるための要員を配置する。</u></p> <p>第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 <u>防災無線等を通じて住民及び報道機関に対して周知する。</u></p> <p>第3 災害応急対策をとるべき期間等</p>	○県修正に基づく修正

		<p><u>町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u></p> <p>第4 町のとるべき措置</p> <p><u>町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、県と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u></p> <p><u>また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u></p> <p><u>(後発地震に対して注意する措置)</u></p> <p><u>1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認</u></p> <p><u>2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え。</u></p> <p><u>3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p> <p><u>4 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹</u></p>	<p>○県修正に基づく修正</p>
--	--	--	-------------------

		<u>底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u>	○県修正に基づく修正
5-6-1	第6節 防災訓練計画 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、第2章・第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。</u> <u>なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季等の実施について考慮する。</u>	第6節 防災訓練に関する事項 <u>町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。</u>	○県修正に基づく修正
5-7-1	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 [略]	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 [略]	○県修正に基づく修正

頁	現 計 画	修 正 案	備 考
第 4 章 予報及び警報等			
<p>風水害対策編 1-3</p> <p>1-4</p>	<p>17 避難判断水位</p> <p>氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p> <p>24 洪水浸水想定区域</p> <p><u>洪水予報河川及び水位周知河川について</u>、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。</p> <p>25 内水浸水想定区域</p> <p><u>水位周知下水道について</u>、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。</p>	<p>17 避難判断水位</p> <p>氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p> <p>24 洪水浸水想定区域</p> <p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。</p> <p>25 内水浸水想定区域</p> <p>内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。</p>	<p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p> <p>☆意見照会に基づく修正</p>

1-4	<p>26 高潮浸水想定区域</p> <p><u>水位周知海岸について</u>、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。</p>	<p>26 高潮浸水想定区域</p> <p>高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。</p>	☆意見照会に基づく修正																																																																				
風水害対策編 4-1	<p>第1節 気象庁が行う予報及び警報等 [略]</p> <p>第2節 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県が行う水防警報</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警報基準</p> <table border="1" data-bbox="315 831 1014 1326"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>大槌川</th> <th>小澁川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">観測所名</td> <td>屋敷前</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">零点高標高 (m)</td> <td>1.373</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 防 警 報河川</td> <td>水防団待機水位(通報水位)(m)</td> <td><u>1.3</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位(警戒水位)(m)</td> <td>1.9</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 位 周 知河川</td> <td>避難判断水位 (m)</td> <td><u>1.9</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位 (m)</td> <td><u>2.2</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準備 (注意)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		大槌川	小澁川	観測所名		屋敷前	[略]	零点高標高 (m)		1.373	[略]	水 防 警 報河川	水防団待機水位(通報水位)(m)	<u>1.3</u>	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	1.9	[略]	水 位 周 知河川	避難判断水位 (m)	<u>1.9</u>	[略]	氾濫危険水位 (m)	<u>2.2</u>	[略]	準備 (注意)	[略]	[略]	[略]	出動	[略]	[略]	[略]	<p>第1節 気象庁が行う予報及び警報等 [略]</p> <p>第2節 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県が行う水防警報</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警報基準</p> <table border="1" data-bbox="1043 831 1742 1326"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>大槌川</th> <th>小澁川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">観測所名</td> <td>屋敷前</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">零点高標高 (m)</td> <td>1.373</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 防 警 報河川</td> <td>水防団待機水位(通報水位)(m)</td> <td><u>1.4</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位(警戒水位)(m)</td> <td>1.9</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 位 周 知河川</td> <td>避難判断水位 (m)</td> <td><u>2.5</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位 (m)</td> <td><u>2.9</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準備 (注意)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		大槌川	小澁川	観測所名		屋敷前	[略]	零点高標高 (m)		1.373	[略]	水 防 警 報河川	水防団待機水位(通報水位)(m)	<u>1.4</u>	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	1.9	[略]	水 位 周 知河川	避難判断水位 (m)	<u>2.5</u>	[略]	氾濫危険水位 (m)	<u>2.9</u>	[略]	準備 (注意)	[略]	[略]	[略]	出動	[略]	[略]	[略]	△ 所要の修正
区 分		大槌川	小澁川																																																																				
観測所名		屋敷前	[略]																																																																				
零点高標高 (m)		1.373	[略]																																																																				
水 防 警 報河川	水防団待機水位(通報水位)(m)	<u>1.3</u>	[略]																																																																				
	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	1.9	[略]																																																																				
水 位 周 知河川	避難判断水位 (m)	<u>1.9</u>	[略]																																																																				
	氾濫危険水位 (m)	<u>2.2</u>	[略]																																																																				
準備 (注意)	[略]	[略]	[略]																																																																				
出動	[略]	[略]	[略]																																																																				
区 分		大槌川	小澁川																																																																				
観測所名		屋敷前	[略]																																																																				
零点高標高 (m)		1.373	[略]																																																																				
水 防 警 報河川	水防団待機水位(通報水位)(m)	<u>1.4</u>	[略]																																																																				
	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	1.9	[略]																																																																				
水 位 周 知河川	避難判断水位 (m)	<u>2.5</u>	[略]																																																																				
	氾濫危険水位 (m)	<u>2.9</u>	[略]																																																																				
準備 (注意)	[略]	[略]	[略]																																																																				
出動	[略]	[略]	[略]																																																																				

	(注意)				(注意)				
	解 除 (注意)			[略]	解 除 (注意)			[略]	
	情 報			[略]	情 報			[略]	